

## 平成 30 年度第 2 回 愛知県都市計画審議会

平成 31 年 2 月 4 日（月）午後 1 時 30 分

愛知県庁本庁舎 6 階 正庁

### 【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

定刻となりましたので、ただいまから平成 30 年度第 2 回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

まず初めに、傍聴される方々をお願いいたします。本日配付いたしました傍聴券の裏面に記載のように、会議の開催中は静粛に傍聴していただきますようお願い申し上げます。

携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにさせていただき、かばん等にしまってください。録画、録音等は禁止となっております。その他、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。

以上、注意事項を遵守して審議会を傍聴していただきますようお願いいたします。

本日審議を予定しております第 23 号議案から第 25 号議案につきましては、個人情報が含まれておりますので、非公開による審議となります。傍聴人の方々には退室していただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、会長から御挨拶をお願いいたします。

### 【会長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

会長の中村でございます。開会に先立ちまして、一言御挨拶させていただきます。

本日は、平成 30 年度第 2 回愛知県都市計画審議会の開催にあたりまして、大変お忙しいところ、委員の先生方にはお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の都市計画審議会におきましては、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの変更を始め 25 議案の上程を予定しております。都市計画区域の見直しにつきましては、今後の愛知県の都市計画を大きく左右する大変重要な議案でございます。25 議案ということで大変長時間にわたりますけれども、先生方には御審議のほど、どうかよろしくをお願いしたいと思っております。

議事が円滑に進行いたしますよう御協力をお願いいたしまして、私からの挨拶に代えさせていただきます。

### 【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

ありがとうございました。

次に、当審議会の委員の方に異動がございましたので、御報告申し上げます。

お手元に委員名簿を配付させていただいておりますので、併せて御覧ください。

学識経験者として任命された委員のうち、田川委員につきましては、今年の1月19日をもって任期満了となりましたが、引き続き委員をお願いしております。よろしくお願いいたします。

関係行政機関の職員として委員をお願いいたしました中部地方整備局長の勢田昌功委員でございます。よろしくお願いいたします。

また、本日の上程議案に区域区分、つまり市街化区域及び市街化調整区域に関連する案件がございますので、当該案件につきまして臨時委員の方々に御出席をお願いしております。

本日御出席の臨時委員の方々を御紹介申し上げます。

愛知県農業協同組合中央会会長の前田隆委員でございます。

**【臨時委員（愛知県農業協同組合中央会会長 前田隆）】**

よろしくお願いいたします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】**

愛知県農業会議副会長の河合勝正委員でございます。

**【臨時委員（愛知県農業会議副会長 河合勝正）】**

よろしくお願いいたします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】**

愛知県土地改良事業団体連合会専務理事の山本信介委員でございます。

**【臨時委員（愛知県土地改良事業団体連合会専務理事 山本信介）】**

よろしくお願いいたします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】**

以上でございます。

なお、本日は、2分の1以上の委員の方々に御出席いただいておりますので、会議は成り立ちます。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

それでは、ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議事を進めてまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づきまして、議事録署名者として田中淳子委員、石塚吾歩路委員を指名いたします。

また、先程事務局から御紹介のありました関係行政機関の職員として委員をお願いいたしました勢田昌功委員を、愛知県都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、当審議会常務委員会委員に指名いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、これから審議に入ります。

本日御審議いただきますのは、議案書の目次に記載してございますように、第1号議案「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から第25号議案「尾張都市計画事業一宮外崎土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」までの25議案でございます。

それでは、第1号議案「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から第6号議案「東三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」までの6議案は、関連しますので一括上程をいたします。県当局の説明を求めます。

**【都市計画課長 片山貴視】**

都市計画課長の片山でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、第1号議案から第6号議案を御説明いたします。少し長くなりますが、御容赦ください。座って説明させていただきます。

議案書は1ページから23ページ、及び別冊1から6、右肩に四角で囲んだところに別冊1から6がございます。ちょっと分厚い資料でございます。それと、議案概要説明書は1ページと、あと6区域の概要版、カラー刷りのものがございます。内容を抜粋したスライドをモニターに表示してまいりますので、併せて御覧ください。

本議案の内容に関しましては、これまで進捗状況などについて随時御報告してまいりましたが、今回、改めて都市計画の手続として説明させていただき、御審議をお願いするものです。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランは、都市計画区域ごとに県が広域的な見地から長期的な視点に立った都市の将来像を明らかにし、都市計画の基本的な方針を定めるものであり、都市計画の目標、区域区分や主要な都市計画の決定等の方針を定めることとなっております。

本県では、名古屋、尾張、知多、豊田、西三河、東三河の6つの都市計画区域を指定し、それぞれの区域ごとにマスタープランを定めております。

今回、人口減少、超高齢社会の到来など、様々な社会経済情勢等の変化に対応するため、変更するものであります。

本編の構成、別冊1から6の構成は、画面のとおり、全5章より成っております。このうち第2章は、平成28年度に策定いたしました都市づくりビジョンを引用しておりますので、概要版ではその部分を省いており、1章ずつ繰り上がり、全4章となっております。その点、御承知おきください。

では、順に御説明いたします。

第1章の基本的事項では、位置づけや目標年次などを定めてあり、平成30年を基準年次として、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的方向を定めます。ただし、市街化区域の規模などは、平成42年（2030年）を目標年次としております。

第2章の都市計画の基本的方針では、平成28年度に策定した本県都市計画の基本的方針である「愛知の都市づくりビジョン」をもとに、県全体における都市づくりの理念と基本方向について定めております。

都市づくりの理念を「時代の波を乗り越え、元気と暮らしやすさを育みつづける未来へ」として、都市づくりの基本方向に集約型都市構造への転換、リニア新時代に向けた対流の促進、さらなる産業集積の推進、安全安心な暮らしの確保、環境負荷の小さな都市づくりの推進の5つを掲げております。

第3章の都市計画の目標では、基本理念、都市づくりの目標、将来都市構造などについて定めております。

名古屋から順に御説明いたします。

名古屋都市計画区域は、赤色で囲った区域で、名古屋市を始め12市4町1村で構成しております。

当区域の基本理念として、「リニア開業によるインパクトを活かし、多様な産業と高次の都市機能が集積した世界へ飛躍する都市づくり」を掲げております。なお、この基本理念につきましては、先程説明いたしました愛知の都市づくりビジョンの都市づくりの理念の考え方を受け、区域ごとに「元気」及び「暮らしやすさ」に対応したものとなっております。

次に、都市づくりの目標では、それぞれの区域が目指す基本理念の実現に向け、第2章で掲げた5つの都市づくりの基本方向ごとに目標を定めております。名古屋を始め6つの区域における共通する目標として、集約型都市構造への転換については、拠点地区への都

市機能の集積、拠点地区や公共交通沿線市街地へ多様な世代の居住を誘導などを目標としております。

また、対流の促進、産業集積のさらなる推進については、地域資源を活かした対流促進によるにぎわい創出、広域交通の利便性が高い地域等への新たな産業用地確保などを目標としております。

安全安心な暮らしの確保や環境負荷の小さな都市づくりの推進については、災害危険性が高い地区での土地利用の適正な規制と誘導、都市基盤施設の整備や耐震化の推進、豊かな自然環境の保全などを目標としております。

今御説明した6つの区域に共通する都市づくりの目標に加え、名古屋都市計画区域での特色として、都心部に高次都市機能の集積、中部国際空港との連携強化などの目標を加えております。

こちらは名古屋都市計画区域の将来都市構造図であり、都市機能の集積を目指す都市の拠点を位置づけるとともに、市街地や工業地などの大まかな土地利用、道路、公園・緑地などの都市施設を明示し、具体的な将来の都市の構造を示しております。

名古屋都心部を高次の都市機能が集積し様々な交流を生む広域的な拠点に、津島駅などの主要な鉄道駅周辺を商業・業務、医療・福祉などの都市機能の集積を目指す都市の拠頭に位置づけております。また、新幹線名古屋駅、県営名古屋空港、名古屋港などの周辺を、多くのヒトやモノが集まる広域的な交流や物流の拠頭に位置づけております。

次に、一宮市を始め7市2町の尾張都市計画区域です。

当区域の基本理念として、「広域からヒトやモノが集まるとともに、歩いて暮らせる身近な生活圏が形成された都市づくり」を掲げております。

都市づくりの目標は、先程の6つの区域に共通する目標に加え、人口密度の高い市街化調整区域の集落地での日常生活に必要な機能維持、大規模住宅団地での都市機能集約や多世代による共生・交流市街地の形成などを地域の特色ある目標として加えております。

また、将来都市構造図では、一宮駅、春日井駅などの主要な鉄道駅周辺を都市の拠頭に、県営名古屋空港周辺を広域的な交流の拠頭に位置づけております。

続きまして、半田市を始め5市5町の知多都市計画区域です。

当区域の基本理念として、「広域交流拠点や地域特性を活かした特色ある産業が充実し、魅力ある暮らしを支える都市づくり」を掲げております。

6区域に共通する目標に加え、半島南部における暮らしの安心を支える基盤の整備、広

域交通体系による名古屋駅との連携強化などを当区域の特色ある目標として加えております。

将来都市構造図では、知多半田駅、半田駅や太田川駅などの主要な鉄道駅周辺を都市の拠点に、中部国際空港、名古屋港、衣浦港などの周辺を広域的な交流や物流の拠点に位置づけております。

次に、豊田市とみよし市の2市で構成する豊田都市計画区域です。

基本理念として、「未来に誇れる産業を支え、人と自然が共生する暮らしを育む都市づくり」を掲げております。

共通する目標に加えて、当区域の特色ある目標として、人口密度が低い集落地での日常生活に必要な機能の立地や交流等を促進する場の形成、名古屋都心部とのアクセス性の強化などを加えております。

将来都市構造図では、豊田市駅などの主要な鉄道駅周辺を都市の拠点に位置づけております。

次に、岡崎市を始め7市1町で構成する西三河都市計画区域です。

基本理念として、「明日を支える産業が力強く発展するとともに、地域の資源を大切にしながら快適に暮らせる都市づくり」を掲げております。

共通目標に加え、当区域の特色ある目標として、中部国際空港などへのアクセス性の向上、モノづくりを支える広域幹線道路網の充実、アクセス道路の整備などを加えております。

将来都市構造図では、東岡崎駅・岡崎駅や刈谷駅などの主要な鉄道駅周辺を都市の拠点に、新幹線三河安城駅周辺、衣浦港周辺を広域的な交流や物流の拠点に位置づけております。

次は、第3章での最後となりますが、豊橋市を始め5市で構成する東三河都市計画区域です。

基本理念として、「自然や歴史を活かし、多様な産業が生まれ、豊かな暮らしを実感できる都市づくり」を掲げております。

共通目標に加え、当区域の特色ある目標として、人口密度の低い北東部、半島部での日常生活に必要な機能の立地や交流などを促進する場の形成、広域連携や広域観光を促進するための広域幹線道路の活用や整備促進などを加えております。

将来都市構造図では、豊橋駅などの主要な鉄道駅周辺を都市の拠点に、新幹線豊橋駅周

辺、三河港周辺を広域的な交流や物流の拠点に位置づけております。

第4章では、区域区分の有無と区域区分の方針について定めております。

区域区分の有無については、名古屋、尾張、知多、豊田、西三河の5つの都市計画区域は、中部圏開発整備法における都市整備区域を含んでいるため、都市計画法の規定により区域区分を定めます。東三河都市計画区域は、広域行政の取り組みが行われ、一体的な都市圏が形成されていることや、世帯数の増加、住宅、工場などの新築が継続的に発生している状況などから、引き続き区域区分を定めることとします。

次に、区域区分の方針です。

市街化区域の設定に際しては、集約型都市構造への転換に向け、鉄道駅周辺等、既存ストックの活用が可能な地域などに、規模の妥当性や基盤整備の確実性を考慮し、新たな市街化区域を適正に配置します。また、災害発生のおそれのある区域では、災害リスクや災害の防止・軽減施設の整備状況等を踏まえ、市街化調整区域への編入を検討します。

本県では、区域区分を行う際、各種自然的条件、社会経済的な一体性などを考慮して、都市計画区域を越えた広域的な範囲を一つの単位として設定しております。具体的には、名古屋、尾張、知多の3区域で構成する尾張広域都市計画圏、豊田、西三河で構成する西三河広域都市計画圏、東三河都市計画区域の3つを設定しております。

目標年次であります2030年のおおむねの人口及び産業の規模として、尾張広域都市計画圏では、区域内人口を約502万人、市街化区域内人口を約436万人と想定しております。同様に、西三河広域都市計画圏では、区域内人口約158万人、市街化区域内人口約123万人、東三河都市計画区域では区域内人口約71万人、市街化区域内人口約54万人と想定しております。産業の規模として、県内総生産額を約44兆円と想定しております。今後の市街化編入は、住宅系市街地については想定した人口の範囲内で、産業系市街地については想定した産業規模の範囲内で行うこととしております。

第5章の主要な都市計画の決定等の方針では、土地利用、道路などの都市施設、区画整理や再開発などの市街地開発事業、公園や緑地などの自然的環境の整備または保全について定めております。

初めに、土地利用です。

主な方針として、住宅地については、歩いて暮らせる生活圏構築のため、鉄道駅などの徒歩圏を中心に配置、商業地については、主要な鉄道駅周辺などに都市機能を集約、工業地についてはインターチェンジ周辺や工業集積地の周辺に配置を促進などとしております。

続きまして、都市施設のうち、交通施設の方針です。

6つの区域に共通する主な方針として、質の高い交通環境の形成・充実、公共交通結節点の機能強化・充実、災害に強い道路網の形成などとし、この主な方針に加え、名古屋都市計画区域では、名古屋港の機能強化、名古屋高速道路の改良などによる名古屋駅へのアクセス向上などを加えております。

同様に、尾張都市計画区域では、主な方針に加え、郊外の大規模住宅団地について、団地内・外の交通ネットワークの構築や公共交通の充実、名岐道路など広域幹線道路網の充実などを、知多都市計画区域では、中部国際空港の機能強化の早期実現に向けた取り組み促進、交流・物流拠点と本区域を結ぶ西知多道路など広域幹線道路網の充実などを、また、豊田都市計画区域では、名古屋駅とのアクセス向上に向けた取り組みの推進、名古屋港、中部国際空港などと結び、市街地の交通渋滞緩和等に寄与する幹線道路網の充実などを、西三河都市計画区域では、衣浦港の機能強化、衣浦豊田線などの幹線道路の整備やスマートインターの整備促進などを、東三河都市計画区域では、三河港の機能強化や幹線道路網の整備、遠州地域との連携を強化する浜松三ヶ日・豊橋道路の具体化などを、それぞれ主な方針に加えております。

続きまして、都市施設のうち、下水道及び河川等です。

主な方針として、下水処理の高度化や合流式下水道の改善、河川の整備や河川管理施設の機能強化、土砂災害対策の推進などとしております。

続きまして、市街地開発事業の方針です。

土地区画整理事業につきましては、自然環境との調和に配慮した都市的土地利用の増進、良質な住宅地や工業地の供給、市街地再開発事業につきましては、中心市街地、駅周辺での民間活力を最大限活用した都市機能の更新などを主な方針としております。

最後に、自然的環境の整備または保全です。

主な方針として、都市公園、河川の水辺など、身近な自然的環境の整備や保全などとしております。

以上、第1号議案から第6号議案までの、6つの区域の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針につきまして御説明いたしました。

これらの案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、平成30年11月13日から11月27日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条に基づき、関係市町村に意見照会いたしましたところ、異存な



い旨の回答を得ております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

山本臨時委員、お願いします。

**【臨時委員（愛知県土地改良事業団体連合会専務理事 山本信介）】**

すみません。御意見というよりも御要望でございますが、農業関係の委員として今日は出席させていただいておりますので、一言御要望させていただきます。

今のお話の中では、多少最後のほうで市街化区域内農地の保全のようなことも触れられておりましたが、やはりこれから人口減少社会になって、そんなに転用まだするんかいなという思いがございます。

そういった中で、特に市街化区域内あるいはその周辺の農地というのは、今までの転用すべき土地という位置づけから、やはり保全すべきものということにだんだんと皆さんの意識が変わってきていると思いますので、一旦潰してしまっただけを行政の手で緑地とか公園にしたりすると、つくだけじゃなくて、その管理もまた大変になるということもございますので、今は農地にしておけば、お百姓さんが皆さん管理をされる、していただけるわけですから、そういったところで、是非市街化区域内の農地、隣地も含めてでございますが、そういったものは憩いの場の提供というだけではなく、防災面でも非常に大きな役割を果たしていると思いますので、是非そういった保全に向けて、市街化区域内の農地を守るというのはとても大変なことだと思いますので、そういった管理をされる皆様に対する支援策も含めまして方策を進めていただきたいというのが1つの御要望でございます。

以上でございます。

**【都市計画課長 片山貴視】**

貴重な御意見をいただきました。

国は、市街化区域内農地を宅地化すべきものから都市にあるべきものというように大きく政策転換しました。我々も市街化区域内の農地は都市内の非常に貴重な緑地ということで考えておりますので、今いただいた意見を十分重視してまちづくりを進めていきたいと思っております。

ありがとうございました。

【臨時委員（愛知県土地改良事業団体連合会専務理事 山本信介）】

ありがとうございました。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいでしょうか。

そのほか何か御意見ございますか。

春山委員、お願いします。

【委員（三重大学大学院教授 春山成子）】

いろいろ話を伺っていて、すばらしい計画論なんだと存じますけれども、例えば名古屋であるとか岡崎であるとか、文化的な、歴史的なところって結構多いと思うんですけども。今、緑地を保全するっていうのと、それから農地を保全するっていうのがあるべき姿でという御意見が出たんだと思いますが、都市計画の中には景観に関してはどういうふう  
に文言として書いておられるんでしょう。

【都市計画課長 片山貴視】

5本柱の都市づくりの基本方向の他にも重視するものはあり、当然景観についても重視しております。例えば別冊1の名古屋都計区域を見ていただきまして、29ページのカの「都市内の緑地・農地または都市の風致の維持に関する方針」の下段のほうに、「良好な都市環境を形成するために、緑化地域や緑地協定などを活用し、民有地内における緑の保全や創出を図る」ということや、同じく名古屋の42ページの真ん中あたりにエの「景観構成系統」というのがございます。「地域の歴史・景観資源となる特色ある緑を確保するため、名古屋城や熱田神宮などの歴史・文化資源と一体となった緑地の保全や公園などの整備を促進します」というように、5本柱ではないですけども、各都計区域でこういった景観についての記述をしており、十分その点にも配慮してまちづくりを進めていきたいと思っております。

【委員（三重大学大学院教授 春山成子）】

つけ足しをさせてください。

例えば名古屋では今、四間道のあたりを景観保全されようとしているんだと思うんですけども、緑地、森林風致以外にも、多分文化的な風土であるとか、そういったものに対しての配慮っていうのは、文言としてはどこかに書かれていらっしゃるでしょうか。

【都市計画課長 片山貴視】

基本的には都市計画区域マスタープランという県がその都市計画区域ごとに大きな方向

性を示して、市町村が区域マスに即して都市計画マスタープランをつくり各地区に応じたまちづくりを進めていくものです。県の大きな方向性に基づいて市町村が地域に密着した見地からそれぞれの特性、地域の資源とかを活かしながら創意工夫のもとまちづくりを進めていきますので、区域マスにはそれほど、詳細に記載はしません。制約とならないようにして、創意工夫により、市町村がそれぞれの計画をつくり、まちづくりを進めていくという形になります。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいでしょうか。

それでは、そのほか御意見ございますか。

田川委員、お願いします。

【委員（愛知県立大学教授 田川佳代子）】

御説明どうもありがとうございます。

先程のお話の中で人口減少ということが出ましたが、やはり人口構造では年齢区分としては高齢者が非常に増えるということ、それから、今後は後期高齢者が非常に増えます。後期高齢者といえば、やはり認知症の方、そして認知症の人の家族も今後人口的には非常に増えてまいりますので、駅をつくる時、道路をつくる時など、やはり認知症の人に優しいまちづくりをお願いしたいと思います。そうした認知症の方へのフレンドリーなまちづくり、社会づくりというものについても是非ひとつ言及していただければありがたいと思います。

【都市計画課長 片山貴視】

上位計画である本県の地方計画として愛知ビジョン2020があり、その下に健康、福祉、環境など各分野の個別計画がいろいろぶら下がっており、まちづくりの分野は、この都市計画区域マスタープランとなります。この区域マスには認知症対応についての直截の記述はありませんが、当然まちづくりは、高齢者を始め誰もが暮らしやすいということが重要でありますので、各分野の計画と十分連携をとって進めていきたいと考えております。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

それでは、秀島委員、お願いします。

【委員（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

先程の御説明で人口の推移、さほど下がらない、少なくならないんだなという印象を持ったんですけども、いわゆる外国人労働者が多い地域というものもあると思うんですが、

そのあたりの考慮はどのようにされているでしょうか。

**【都市計画課長 片山貴視】**

先程、お話しさせていただいたように、まちづくりは区域マス、市町村の都市マス、個別の都市計画という枠組みとなっており、この都市計画区域マスタープランで愛知県内全ての課題に対応するのではなく、それぞれの市町村の特性に応じ、創意工夫のもと、市町村の計画で対応していくことになります。外国人が多い地域というのもそれぞれの市町村の特色の一つになるかと思うのですが、市町村の計画の中でそういうことへも配慮したまちづくりを進めていくという流れなのかなと思っております。

**【委員（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】**

ありがとうございます。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

そのほかよろしいでしょうか。

いずれも大変重要な御指摘をいただいているかと思いますが、マスタープランではあくまでも大枠をここで規定するというので、その下のそれぞれの自治体のいろいろな計画で具体的にそういった方針について進めていっていただけるよう、そのあたりのところは伝えていただくということにさせていただければと思います。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、御質問、御意見等もないようですので、採決いたします。

採決にあたりましては、一括としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

それでは、第1号議案から第6号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ありがとうございました。

御異議のないものと認めまして、第1号議案から第6号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第7号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」から第15号議案「東三河都市計画臨港地区の変更について」までの9議案は、いずれも土地利用に関する案件

ですので、都市計画区域ごとに御審議をお願いいたします。

第7号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」及び第8号議案「名古屋都市計画臨港地区の変更について」の2議案を一括上程いたします。県当局の説明を求めます。

【都市計画課主幹 齊藤保則】

都市計画課主幹の齊藤です。どうかよろしくをお願いいたします。

失礼させていただき、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、第7号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」及び第8号議案「名古屋都市計画臨港地区の変更について」説明いたします。

議案書は25ページから34ページ、議案概要説明書は2ページから11ページ、図面は図面番号1から27でございます。

本議案について御説明する前に、愛知県におけます市街化区域の変遷について説明いたします。

愛知県では、昭和45年に約102,670haの市街化区域を決定して以来、これまで5回の総見直しと随時的な見直しを行い、現在の市街化区域面積は約112,561haとなっております。

今回御審議いただきます6回目となります総見直しは、先程1号議案から6号議案で御説明いたしました区域区分を定める際の方針に基づき、区域区分の見直しを行うものでございます。今回の総見直しでは、市街化区域への編入面積が約405ha、市街化調整区域への編入面積が約20haを予定しており、総見直し後の市街化区域面積は約112,946haとなる見込みとなっております。

これからの議案内容の説明にあたりましては、主に総括図及び計画図を用いて説明いたしますが、広域的な位置関係につきまして、別途お手元に配付いたしました参考図に各総括図の番号に対応する区域を示しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、初めに図面番号1の総括図1を御覧ください。西部線地区、瀬戸環状西部線地区について説明いたします。

この総括図は主に瀬戸市西部と尾張旭市東部を示すもので、図面下側に瀬戸市役所が位置しております。今回、赤色及び青色で示した瀬戸市側の西部線地区及び尾張旭市側の瀬戸環状西部線地区におきまして、行政界の位置の変更に伴い、局部的に区域区分の変更を行うものでございます。

なお、赤色は市街化調整区域から市街化区域に編入する区域、青色は市街化区域から市街化調整区域に編入する区域を示しております。

続きまして、図面番号2の計画図を御覧ください。なお、図面向かって右が北となっております。

この計画図には、市街化区域の編入に併せ、市町村が同時に決定いたします用途地域も併せて表示しております。

西部線地区及び瀬戸環状西部線地区は、市街化区域の境界としておりました瀬戸市と尾張旭市の行政界が都市計画道路瀬戸環状西部線の道路端に変更になったことに伴い、市街化区域の境界を改めるものでございます。

次に、図面番号3の総括図2を御覧ください。晴丘町東地区について説明いたします。

この総括図は主に尾張旭市南東部を示すもので、図面中央上側には尾張旭市役所が位置しております。今回、図面中央の晴丘町東地区において区域区分の変更を行うものです。

続きまして、図面番号4の計画図を御覧ください。

晴丘町東地区は、都市計画道路瀬港線に隣接する交通利便性の高い地域であり、約2.4haの区域です。当該地区は、地区計画に基づき、計画的な工業系市街地の形成を図るため、市街化調整区域から市街化区域に変更するものでございます。

次に、図面番号5の総括図3を御覧ください。

この総括図は主に豊明市南部を示すもので、図面中央には豊明市役所が位置しております。今回、図面右上の豊明寺池地区におきまして市街化調整区域から市街化区域に、図面左側の殿ノ山地区、その右の南下原地区、図面中央の大割地区につきまして局部的に区域区分の変更を行うものでございます。

図面番号6の計画図を御覧ください。

豊明寺池地区は、市役所までおおむね1km圏内に位置する生活利便性の高い地区であり、約6.6haの区域です。当該地区は、土地区画整理事業により計画的な住居系市街地の形成を図るため、市街化調整区域から市街化区域に変更するものでございます。

図面番号7の計画図を御覧ください。

南下原地区は、都市計画道路桜ヶ丘沓掛線の整備に伴い、市街化区域の境界を改めるものです。

続きまして、図面番号8の計画図を御覧ください。

殿ノ山地区は、都市計画道路大脇館線の整備に伴い、市街化区域の境界を改めるものです。

図面番号9の計画図を御覧ください。

大割地区は、都市計画道路豊明停車場線の整備に伴い、市街化区域の境界を改めるもの  
でございます。

次に、図面番号 10 の総括図 4 を御覧ください。

この総括図は主に日進市北部を示すもので、図面下側には日進市役所が位置しておりま  
す。今回、図面上側の日進北部地区におきまして市街化調整区域から市街化区域に、図面  
左上の竹の山一丁目地区、その下の竹の山五丁目地区におきまして局部的に区域区分を変  
更するものです。

図面番号 11 の計画図を御覧ください。

日進北部地区は、リニモ長久手古戦場駅及び芸大通駅からおおむね 1 km 圏内に位置する  
生活利便性の高い地区であり、約 31.2ha の区域でございます。当該地区は、土地区画整理  
事業により計画的な住居系市街地の形成を図るため、市街化調整区域から市街化区域に変  
更するものがございます。

図面番号 12 の計画図を御覧ください。

竹の山一丁目地区は、市街化区域の境界としておりました道路の改良に伴い、市街化区  
域の境界を改めるものがございます。

図面番号 13 の計画図を御覧ください。

竹の山五丁目地区は、市街化区域の境界としておりました菊水川の改良に伴い、市街化  
区域の境界を改めるものです。

次に、図面番号 14 の総括図 5 を御覧ください。

この総括図は主に日進市南部を示すもので、図面上側には日進市役所が位置しておりま  
す。今回、図面左側の赤池箕ノ手地区、図面中央の東山地区、その右の米野木台地区にお  
きまして局部的に区域区分を変更するものです。

図面番号 15 の計画図を御覧ください。

東山地区は、市街化区域の境界としていた道路の改良に伴い、市街化区域の境界を改め  
るものです。

図面番号 16 の計画図を御覧ください。

米野木台地区も、市街化区域の境界としておりました道路の改良に伴い、市街化区域の  
境界を改めるものです。

図面番号 17 の計画図を御覧ください。

赤池箕ノ手地区は、都市計画道路南山手線の整備に伴い、市街化区域の境界を改めるも

のでございます。

続きまして、図面番号 18 の総括図 6 を御覧ください。勝幡地区について御説明申し上げます。

この総括図は主に愛西市東部を示すもので、図面左下には愛西市役所が位置しております。今回、図面上側の勝幡地区におきまして、局部的に区域区分を変更するものです。

図面番号 19 の計画図を御覧ください。

勝幡地区は、勝幡駅前広場の整備に伴い、市街化区域の境界を改めるものでございます。

次に、図面番号 20 の総括図 7 を御覧ください。

この総括図は主に清須市中央部を示すもので、図面下側には清須市役所が位置しております。今回、図面上側の春日学校橋西地区におきまして、局部的に区域区分を変更するものです。

図面番号 21 の計画図を御覧ください。

春日学校橋西地区は、市街化区域の境界としておりました道路の改良に伴い、市街化区域の境界を改めるものです。

次に、図面番号 22 の総括図 8 を御覧ください。

この総括図は主に長久手市中央部を示すもので、図面上側には長久手市役所が位置しております。今回、図面中央の岩作地区におきまして、局部的に区域区分を変更するものです。

図面番号 23 の計画図を御覧ください。

岩作地区は、都市計画道路御富士線の整備に伴い、市街化区域の境界を改めるものです。

次に、図面番号 24 の総括図 9 を御覧ください。

この総括図は主に豊山町東部を示すもので、図面左側には豊山町役場及び名古屋高速道路が位置しております。今回、図面中央の名古屋空港周辺小道地区におきまして、市街化調整区域から市街化区域に変更を行うものです。

図面番号 25 の計画図を御覧ください。

名古屋空港周辺小道地区は、周辺には県営名古屋空港や名古屋高速道路が位置する交通利便性の高い地域であり、工業用地として既に開発が行われ、工業地として土地利用がされている約 9.0ha の区域でございます。当該地区は、地区計画に基づき、今後も良好な工業系市街地の維持向上を図るため、市街化調整区域から市街化区域に変更するものでございます。



続きまして、臨港地区の変更についてでございます。

図面番号 26 の総括図 10 を御覧ください。なお、図面向かって右が北となっております。

この総括図は弥富市とその周辺を示すもので、図面右上には弥富市役所が位置しております。今回、図面左側の鍋田ふ頭地区におきまして、臨港地区の変更を行うものです。

図面番号 27 の計画図を御覧ください。

鍋田ふ頭地区は名古屋港の港湾区域に隣接した約 63.7ha の区域であり、緑地として港湾の適正かつ円滑な管理運営を図るため、臨港地区を定めるものでございます。

以上、これらの案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき、平成 30 年 11 月 13 日から 11 月 27 日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条に基づき、該当します瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、弥富市、長久手市、豊山町に意見照会、また、都市計画法第 87 条に基づき、名古屋市に協議を行いましたところ、ともに異存ない旨の回答を得ております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

春山委員、お願いします。

**【委員（三重大学大学院教授 春山成子）】**

この間見ていたときには気がつかなかったんですけども、第 7 号議案、図面番号 6、計画図と書いてあって、豊明寺池地区のところが第一種低層住宅専用地域ということになるんですね、市街化。ここ、地名からすると、寺池と言っていてちょっと低いような感じがするんですけども、現在の土地利用というのは、今現在、水田になっているのかなと思いますが、その前はどうかだったんですか。かなりどろっとした、そういう泥質なところということでもないですか。

**【都市計画課主幹 齊藤保則】**

現状は、ほとんど田んぼでございます。申しわけございません、その前の土地利用まではわかっておりませんが、ここの土地につきましては、この市街化区域編入と同時に土地区画整理事業を進めていくということで、都市的な土地利用に転換していくことにしております。

【委員（三重大学大学院教授 春山成子）】

私の心配事は何かといいますと、水田の中でもぬかるみのあるようなものが土地条件だとしたらば、かなり心配な洪水内水氾濫というものが起きはしないかと、高度な住宅地としての宅地利用をされる場合に。その場合には、市街化区域に編入していった場合、どの程度までの防災のサポートをされる御予定なのかなというのが最後の質問です。

【都市計画課主幹 齊藤保則】

当該地区の現在の地盤の高さは、接道よりも70cmほど低い状態になっております。土地区画整理事業の造成によりまして1mほど盛り土を行うと、そして接道よりも30cm程度高い地盤高さとなる計画であるということは市から伺っております。それがどういうことかという、洪水想定水位を超える盛り土であるということで、洪水想定区域ではなくなると聞いております。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

そのほか、御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見、御質問もないようですので、採決をいたします。

第7号議案及び第8号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

それでは、御異議ないものと認めまして、第7号議案及び第8号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第9号議案「尾張都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【都市計画課主幹 齊藤保則】

それでは、座ったままで引き続き失礼します。

第9号議案「尾張都市計画区域区分の変更について」説明いたします。

議案書は35ページから39ページ、議案概要説明書は12ページから14ページ、図面は図面番号28から35となっております。

初めに、図面番号28の総括図1を御覧ください。

この図面は主に一宮市の北部を示すもので、図面上側には一宮市役所木曾川庁舎が位置

しております。今回、図面中央の木曾川町・奥町地区におきまして、局部的に区域区分の変更を行うものでございます。

図面番号 29 の計画図を御覧ください。

木曾川町・奥町地区は、市街化区域の境界としておりました木曾川町と奥町の町界が土地改良事業に伴い変更されたことから、市街化区域の境界を改めるものでございます。

次に、図面番号 30 の総括図 2 を御覧ください。

この総括図は主に江南市の南部を示すもので、図面中央には名鉄犬山線布袋駅が位置しております。今回、図面中央の布袋駅東地区におきまして、市街化調整区域から市街化区域へ変更を行うものです。

図面番号 31 の計画図を御覧ください。

布袋駅東地区は、にぎわい交流の創出を図るため、江南市により複合公共施設等が計画されている約 2.1ha の区域でございます。名鉄犬山線布袋駅に隣接しており、地区計画に基づき、計画的な市街地整備を行うため、市街化調整区域から市街化区域に変更するものでございます。

次に、図面番号 32 の総括図 3 を御覧ください。

この総括図は主に大口町の南部を示すもので、図面上側に大口町役場、図面下側に小牧インターチェンジ、図面中央、上側から下側にかけて国道 41 号が位置しております。今回、図面上側の新宮・萩島地区におきまして、市街化調整区域から市街化区域に変更を行うものです。

図面番号 33 の計画図を御覧ください。

新宮・萩島地区は、周辺に小牧インターチェンジや国道 41 号が位置する交通利便性の高い地域であり、工業用地として開発が行われている約 21.6ha の区域です。当該区域は、地区計画に基づき、計画的な工業系市街地の形成維持を図るため、市街化調整区域から市街化区域に変更するものです。

次に、図面番号 34 の総括図 4 を御覧ください。

この総括図は主に扶桑町の中央部を示すもので、図面中央には扶桑町役場が位置しております。今回、図面中央の高木地区におきまして、局部的に区域区分の変更を行うものです。

図面番号 35 の計画図を御覧ください。

高木地区は、都市計画道路愛岐大橋線の整備に伴い、市街化区域の境界を改めるもので

ございます。

以上、これらの案件につきまして、平成30年11月13日から27日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、該当する市町に意見照会を行いましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見、御質問等ないようですので、採決いたします。

第9号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第9号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第10号議案「知多都市計画区域区分の変更について」及び第11号議案「知多都市計画臨港地区の変更について」の2議案を一括上程いたします。県当局の説明を求めます。

**【都市計画課主幹 齊藤保則】**

それでは、第10号議案「知多都市計画区域区分の変更について」及び第11号議案「知多都市計画臨港地区の変更について」説明いたします。

議案書は41ページから50ページ、議案概要説明書は15ページから21ページ、図面は図面番号36から53でございます。

初めに、図面番号36の総括図1を御覧ください。

この総括図は主に半田市東部を示すもので、図面左下には半田市役所が位置しております。今回、図面右上の神前町地区におきまして市街化調整区域から市街化区域に変更を行うとともに、亀崎ふ頭地区（亀崎海浜緑地）におきまして臨港地区の変更を行うものです。また、その下の潮干町地区におきまして市街化調整区域から市街化区域に変更を行うとともに、亀崎ふ頭地区（潮干町）として臨港地区の変更を行うものでございます。

図面番号37の計画図を御覧ください。なお、図面向かって右が北となっております。

神前町地区は、衣浦港の港湾区域に隣接し、公有水面埋立事業が行われた区域と既存の市街化区域に挟まれた国道 247 号を含む約 5.2ha の区域であり、市街化調整区域から市街化区域に変更するものでございます。

図面番号 38 の計画図を御覧ください。こちらにも図面向かって右が北となっております。

亀崎ふ頭地区（亀崎海浜緑地）は、今回区域区分の変更を行う神前町地区内の公有水面埋立事業が行われました区域であり、緑地として港湾の適正かつ円滑な管理運営を図るため、臨港地区を定めるものでございます。

続きまして、図面番号 39 の計画図を御覧ください。

潮干町地区は、衣浦港の港湾区域に隣接しており、公有水面埋立事業が行われた約 1.1ha の区域であり、市街化調整区域から市街化区域に変更するものです。

図面番号 40 の計画図を御覧ください。

亀崎ふ頭地区（潮干町）は、今回区域区分の変更を行う潮干町地区と同一の区域であり、ふ頭用地として港湾の適正かつ円滑な管理運営を図るため、臨港地区を定めるものでございます。

続きまして、図面番号 41 の総括図 2 を御覧ください。

この総括図は主に東海市中央部を示すもので、図面中央には東海市役所が位置しております。今回、図面上側の東海元浜ふ頭北地区におきまして市街化調整区域から市街化区域に変更を行うとともに、東海元浜ふ頭地区として臨港地区の変更を行うものでございます。また、図面下側の加木屋緑地周辺地区、その右の加木屋中部地区、図面中央の大田インター（仮称）周辺地区におきまして市街化調整区域から市街化区域に、図面中央の西知多道路沿道地区におきまして局部的に区域区分の変更を行うものでございます。

図面番号 42 の計画図を御覧ください。

東海元浜ふ頭北地区は、名古屋港の港湾区域に隣接しており、公有水面埋立事業が行われました約 8.5ha の区域であり、市街化調整区域から市街化区域に変更を行うものでございます。

続きまして、図面番号 43 の計画図を御覧ください。

東海元浜ふ頭地区は、今回区域区分の変更を行う東海元浜ふ頭北地区と同一の区域であり、工業用地として港湾の適正かつ円滑な管理運営を図るため、臨港地区を定めるものでございます。

図面番号 44 の計画図を御覧ください。

加木屋緑地周辺地区は、名鉄河和線南加木屋駅からおおむね1 km 圏内に位置する生活利便性の高い、約 28.5ha の区域です。当該地区は、地区計画に基づき、計画的な住居系市街地の形成維持を図るため、市街化調整区域から市街化区域に変更を行うものでございます。

図面番号 45 の計画図を御覧ください。

加木屋中部地区は、名鉄河和線南加木屋駅からおおむね1 km 圏内に位置する生活利便性の高い、約 12.4ha の区域でございます。当該地区は、土地区画整理事業により計画的な住居系市街地の形成を図るため、市街化調整区域から市街化区域に変更を行うものでございます。

続きまして、図面番号 46 の計画図を御覧ください。

大田インター（仮称）周辺地区は、名鉄常滑線太田川駅及び都市計画道路西知多道路の大田インターチェンジ（仮称）からおおむね1 km 圏内に位置する利便性の高い、約 34.7ha の区域です。当該地区は、土地区画整理事業により住居系市街地及び広域的な交流拠点としての産業系市街地の形成を図るため、市街化調整区域から市街化区域に変更するものでございます。

図面番号 47 の計画図を御覧ください。なお、図面向かって右が北となっております。

西知多道路沿道地区は、市街化区域の境界としておりました都市計画道路の変更に伴い、市街化区域の境界を改めるものでございます。

続きまして、図面番号 48 の総括図 3 を御覧ください。

長草地区でございます。この総括図は主に大府市南西部を示すもので、図面右側には大府市役所が位置しております。今回、図面中央の長草地区におきまして、市街化調整区域から市街化区域に変更を行うものでございます。

図面番号 49 の計画図を御覧ください。

長草地区は、周辺に知多半島道路大府東海インターチェンジ、国道 155 号及び都市計画道路大府東浦線が位置する交通利便性の高い地区であり、工業用地として開発が行われている約 9.1ha の区域でございます。当該地区は、地区計画に基づき計画的な工業系市街地の形成維持を図るため、市街化調整区域から市街化区域に変更するものでございます。

次に、図面番号 50 の総括図 4 を御覧ください。

この総括図は主に知多市中央部を示すもので、図面上側には知多市役所が位置しております。今回、図面中央の新知七五三山地区におきまして、市街化調整区域から市街化区域に変更を行うものでございます。

図面番号 51 の計画図を御覧ください。

新知七五三山地区は、医療福祉関連施設が立地している約 9.7ha の区域でございます。地区計画に基づき、今後も医療福祉関連施設を集約した良好な市街地の維持向上を図るため、市街化調整区域から市街化区域に変更をするものでございます。

続きまして、図面番号 52 の総括図 5 を御覧ください。

この総括図は主に東浦町北部を示すもので、図面下側には東浦町役場が位置しております。今回、図面上側の上割木地区におきまして、市街化調整区域から市街化区域に変更を行うものでございます。

図面番号 53 の計画図を御覧ください。

上割木地区は、JR 東海道本線大府駅からおおむね 1 km 圏内に位置する生活利便性の高い地区であり、既に住宅用地として開発が行われ、住宅地として土地利用されている約 2.9ha の区域です。地区計画に基づき、今後も良好な住居系市街地の維持向上を図るため、市街化調整区域から市街化区域に変更をするものでございます。

以上、これらの案件につきまして、平成 30 年 11 月 13 日から 27 日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、該当市町に意見照会を行いましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

田中委員、お願いします。

**【委員（愛知学院大学法務支援センター教授 田中淳子）】**

1 点だけ教えていただけますでしょうか。

図面番号 53 の上割木地区、編入する区域の外側が少し丘陵地というか等高線が狭くなっているんですけども、昨今の天災だとか災害についてちょっと心配になったんですが、その点は大丈夫な地盤なんですか。お教えてください。

**【都市計画課主幹 齊藤保則】**

土砂災害の規制につきましては、この地区にはかかっておりません。こちらにつきましては既に開発が行われておりまして、現地を見てまいりましたが、そのような地区ではないと思っております。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第 10 号議案及び第 11 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第 10 号議案及び第 11 号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第 12 号議案「豊田都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【都市計画課主幹 齊藤保則】

それでは、第 12 号議案「豊田都市計画区域区分の変更について」説明をいたします。

議案書は 51 ページから 56 ページ、議案概要説明書は 22 ページから 28 ページ、図面は図面番号 54 から 71 でございます。

図面番号 54 の総括図 1 を御覧ください。

この総括図は主に豊田市の中央部を示すもので、図面左側に豊田市役所、図面中央に豊田市役所高橋支所が位置しております。図面左側のリバーサイド寺部地区、図面右側の岩滝菅生地区、その下の東山地区におきまして、市街化調整区域から市街化区域へ変更を行うものでございます。

図面番号 55 の計画図を御覧ください。

リバーサイド寺部地区は、地区計画により住宅地として開発が行われた約 2.3ha の区域でございます。隣接する既存の市街化区域と一体的な市街地を形成しており、今後も良好な土地利用の推進を図るため、市街化調整区域から市街化区域へ変更を行うものでございます。

図面番号 56 の計画図を御覧ください。

岩滝菅生地区も先程同様、地区計画により住宅地として開発が行われた区域であり、面積は約 1.2ha でございます。この地区も隣接する既存の市街化区域と一体的な市街地を形成しており、今後も良好な土地利用の推進を図るため、市街化調整区域から市街化区域へ



変更を行うものでございます。

図面番号 57 の計画図を御覧ください。

東山地区につきましても、地区計画により住宅地として開発が行われた区域であり、面積は約 3.5ha でございます。こちらも同様の理由で市街化調整区域から市街化区域へ変更を行うものでございます。

次に、図面番号 58 の総括図 2 を御覧ください。

この総括図は主に中北部を示すもので、図面中央に豊田市役所猿投支所、その右に名鉄三河線猿投駅が位置しております。図面右上の平戸橋波岩地区、その左の井上北地区、図面中央の花本産業団地南部地区、その左の貞宝地区におきまして、市街化調整区域から市街化区域へ変更を行うものでございます。

図面番号 59 の計画図を御覧ください。

平戸橋波岩地区は、地区計画により住宅地の開発が進められている約 7.8ha の区域でございます。こちらも先程までと同様の理由で、市街化調整区域から市街化区域へ変更を行うものでございます。

図面番号 60 の計画図を御覧ください。

井上北地区は、こちらも地区計画により住宅地として開発が行われた約 1.9ha の区域でございます。こちらも同様の理由で市街化調整区域から市街化区域へ変更を行うものでございます。

図面番号 61 の計画図を御覧ください。

花本産業団地南部地区は、工業用地の開発が行われている約 6.2ha の区域でございます。都市計画道路井上高橋線が区域内を縦断しており、既存の市街化区域と一体的な工業系市街地として良好な土地利用の推進を図るため、市街化調整区域から市街化区域へ変更を行うものでございます。

図面番号 62 の計画図を御覧ください。

貞宝地区は、工業用地として既に開発が行われ、工業地として土地利用されている約 6.4ha の区域でございます。都市計画道路国道 155 号線に近接しており、既存の市街化区域と一体的な工業系市街地として良好な土地利用の推進を図るため、市街化調整区域から市街化区域へ変更を行うものでございます。

続きまして、図面番号 63 の総括図 3 を御覧ください。

この総括図は主に豊田市の北部を示すもので、図面左側に東海環状自動車道と国道 419

号、図面中央に県道猿投グリーンロードが位置しております。図面左側の西中山三ツ田地区、その下の西中山東宮前地区、図面右側の西広瀬工業団地東部地区、その下の御船山ノ神地区におきまして、市街化調整区域から市街化区域へ変更するものです。

図面番号 64 の計画図を御覧ください。

西中山三ツ田地区は、地区計画により住宅地として開発が行われた約 1.3ha の区域でございます。隣接する既存の市街化区域と一体的な市街地を形成しており、今後も良好な土地利用の推進を図るため、市街化調整区域から市街化区域へ変更を行うものでございます。

図面番号 65 の計画図を御覧ください。

西中山東宮前地区も、地区計画により住宅地として開発が行われた区域であり、面積は約 8.1ha となっております。こちらも同様の理由で市街化調整区域から市街化区域へ変更を行うものでございます。

図面番号 66 の計画図を御覧ください。

西広瀬工業団地東部地区は、工業用地として既に開発が行われ、工業用地として土地利用がされている約 16.4ha の区域でございます。県道猿投グリーンロードに接続する市道西広瀬工業団地 1 号線に隣接しており、既存の市街化区域と一体的な工業系市街地として良好な土地利用の推進を図るため、市街化調整区域から市街化区域に変更を行うものでございます。

図面番号 67 の計画図を御覧ください。

御船山ノ神地区も、工業用地として既に開発が行われており、工業用地として土地利用されております約 17.1ha の区域でございます。県道猿投グリーンロード、西広瀬インターチェンジに隣接しており、こちらも同様の理由で市街化調整区域から市街化区域へ変更を行うものでございます。

続きまして、図面番号 68 の総括図 4 を御覧ください。

この総括図は主にみよし市の北部を示すもので、図面左下にみよし市役所が位置しております。図面上側の愛知大学跡地地区、図面右下の打越山ノ神地区におきまして市街化調整区域から市街化区域へ、図面下側の明知八和田山地区におきまして局部的に区域区分の変更を行うものでございます。

図面番号 69 の計画図を御覧ください。

愛知大学跡地地区は、地区計画により住宅地の開発が進められております約 17.1ha の区域でございます。名鉄豊田線黒笹駅からおおむね 1 km 圏内に位置する生活利便性の高い地

区であり、住居系市街地として良好な土地利用の推進を図るため、市街化調整区域から市街化区域へ変更を行うものです。

図面番号 70 の計画図を御覧ください。

打越山ノ神地区は、工業用地として既に開発が行われ、工業地として土地利用がされております約 2.2ha の区域でございます。都市計画道路 153 号バイパスに近接した位置にあり、隣接する既存の市街化区域と一体的な工業系市街地として良好な土地利用の推進を図るため、市街化調整区域から市街化区域へ変更を行うものでございます。

図面番号 71 の計画図を御覧ください。

明知八和田山地区は、都市計画道路三好明知下線の整備に伴い、市街化区域の境界を改めるものでございます。

以上、これらの案件につきまして、平成 30 年 11 月 13 日から 27 日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、豊田市、みよし市に意見照会をしたところ、異存ない旨の回答を得ております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第 12 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第 12 号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第 13 号議案「西三河都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

**【都市計画課主幹 齊藤保則】**

それでは、第 13 号議案「西三河都市計画区域区分の変更について」説明いたします。

議案書は 57 ページから 62 ページ、議案概要説明書は 29 ページから 35 ページ、図面は図面番号 72 から 89 でございます。

それでは、図面番号 72 の総括図 1 を御覧ください。

この総括図は主に岡崎市の南東部を示すものです。図面左上には岡崎市役所、図面左上から右下にかけて国道 1 号が位置しており、その上側には東名高速道路、新東名高速道路が位置しております。今回、図面左側の葵地区及び図面右側の豊富地区におきまして、市街化調整区域から市街化区域へ変更を行うものでございます。

図面番号 73 の計画図を御覧ください。

葵地区は、工業用地として既に開発が行われ、工業地として土地利用がされております約 20.6ha の区域でございます。周辺には国道 1 号が位置する交通利便性の高い地域であり、今後も工業系市街地として良好な土地利用の推進を図るため、市街化調整区域から市街化区域に変更するものでございます。

図面番号 74 の計画図を御覧ください。

豊富地区におきましても、工業用地として既に開発が行われ、工業地として土地利用されている約 38.2ha の区域でございます。周辺には新東名高速道路の岡崎東インターチェンジや国道 473 号が位置する交通利便性の高い地域でございます。こちらも同様の理由で市街化調整区域から市街化区域に変更するものでございます。

続きまして、図面番号 75 の総括図 2 を御覧ください。

この総括図は主に岡崎市の南西部を示すもので、図面上側に岡崎市役所が位置しております。今回、図面左側から、合歓木地区、中島地区、占部川地区、福岡地区におきまして、局部的に区域区分の変更を行うものでございます。

図面番号 76 の計画図を御覧ください。

中島地区は、市街化区域の境界としておりました広田川の改修に伴い、市街化区域の境界を改めるものでございます。

図面番号 77 の計画図を御覧ください。

福岡地区は、市街化区域の境界としていた道路の改良に伴い、市街化区域の境界を改めるものでございます。

図面番号 78 の計画図を御覧ください。

合歓木地区におきましても、市街化区域の境界としておりました道路の改良に伴い、市街化区域の境界を改めるものでございます。

図面番号 79 の計画図を御覧ください。

占部川地区は、市街化区域の境界としておりました占部川の改修に伴い、市街化区域の

境界を改めるものでございます。

続きまして、図面番号 80 の総括図 3 を御覧ください。

この総括図は主に安城市の南東部を示すもので、左下の一部が西尾市となっております。図面上側に安城市役所、図面左側には都市計画道路名豊道路が位置し、安城西尾インターチェンジ、藤井インターチェンジを紫色で表示しております。今回、図面左下の藤井地区（１）、藤井地区（２）、南中根地区におきまして市街化調整区域から市街化区域へ、図面中央の堀内地区、小川地区におきまして局部的に区域区分の変更を行うものでございます。

図面番号 81 の計画図を御覧ください。

藤井地区（１）及び南中根地区は、安城市と西尾市の行政区域をまたがって一体的に工業用地の開発が進められております。安城市側の藤井地区（１）は約 0.9ha、西尾市側の南中根地区は約 2.2ha となっております。藤井地区（２）は、隣接する市街化区域の工業用地と一体として土地利用がされております約 2.8ha の区域となっております。これらの地区は、周辺に都市計画道路名豊道路が位置する交通利便性の高い地域であり、工業系市街地として良好な土地利用の推進を図るため、市街化調整区域から市街化区域に変更するものでございます。

図面番号 82 の計画図を御覧ください。

堀内地区は、市街化区域の境界としておりました道路の改良に伴い、市街化区域の境界を改めるものでございます。

図面番号 83 の計画図を御覧ください。

小川地区におきましても、市街化区域の境界としておりました道路の改良に伴い、市街化区域の境界を改めるものでございます。

続きまして、図面番号 84 の総括図 4 を御覧ください。

この総括図は主に西尾市とその周辺を示すもので、図面中央やや上側に西尾市役所が位置しております。今回、図面左側の中畑平坂地区におきまして市街化調整区域から市街化区域へ、図面右側の寺部地区におきまして市街化区域から市街化調整区域へ、堂山地区におきまして局部的に区域区分の変更を行うものでございます。

図面番号 85 の計画図を御覧ください。

中畑平坂地区は、工業用地として既に開発が行われ、工業地として土地利用がされております約 9.7ha の区域でございます。都市計画道路碧南西尾線に隣接した位置にあり、既存の市街化区域と一体的な市街地を形成しており、今後も工業系市街地として良好な土地

利用の推進を図るため、市街化調整区域から市街化区域に変更するものでございます。

続きまして、図面番号 86 の計画図を御覧ください。

寺部地区は、土地区画整理事業による計画的な市街地整備を予定し、平成 9 年に市街化区域へ編入いたしました区域でございますが、社会情勢の変化等により現在に至るまで事業が具体化せず、今後も計画的な市街地整備の見込みがないことから、西尾市決定の土地区画整理事業の廃止に合わせ、今回約 13.5ha を市街化区域から市街化調整区域に変更するものでございます。

図面番号 87 の計画図を御覧ください。

堂山地区は、市街化区域の境界としておりました東幡豆臨港道路の整備に伴い、市街化区域の境界を改めるものでございます。

続きまして、図面番号 88 の総括図 5 を御覧ください。

この総括図は主に高浜市北東部を示すもので、図面左側に高浜市役所が位置しております。今回、図面中央の豊田町地区におきまして、市街化調整区域から市街化区域へ変更を行うものでございます。

図面番号 89 の計画図を御覧ください。

豊田町地区は、工業用地として開発が行われております約 8.0ha の区域でございます。都市計画道路豊田上畑線に隣接した位置にあり、既存の市街化区域と一体的な市街地を形成しており、工業系市街地として良好な土地利用の推進を図るため、市街化調整区域から市街化区域に変更するものでございます。

以上、本案件につきまして、平成 30 年 11 月 13 日から 27 日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、該当市に意見照会したところ、異存ない旨の回答を得ております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第 13 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第 13 号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第 14 号議案「東三河都市計画区域区分の変更について」及び第 15 号議案「東三河都市計画臨港地区の変更について」の 2 議案を一括上程いたします。県当局の説明を求めます。

**【都市計画課主幹 齊藤保則】**

それでは、第 14 号議案「東三河都市計画区域区分の変更について」及び第 15 号議案「東三河都市計画臨港地区の変更について」説明いたします。

議案書は 63 ページから 70 ページ、議案概要説明書は 36 ページから 39 ページ、図面は図面番号 90 から 99 でございます。

初めに、図面番号 90 の総括図 1 を御覧ください。

この総括図は主に蒲郡市の南部を示すもので、図面上側には蒲郡市役所が位置しております。今回、図面中央の浜町地区におきまして市街化調整区域から市街化区域に変更を行うとともに、蒲郡地区として臨港地区の変更を行うものです。また、図面左側の西浦町地区におきまして、局部的に区域区分の変更を行うものでございます。

図面番号 91 の計画図を御覧ください。

浜町地区は、公有水面埋立事業が行われました約 2.8ha の区域であり、市街化調整区域から市街化区域に変更するものでございます。

図面番号 92 の計画図を御覧ください。

蒲郡地区は、区域区分の変更を行う浜町地区と同一の区域であり、ふ頭用地として港湾の適正かつ円滑な管理運営を図るため、臨港地区を定めるものでございます。

図面番号 93 の計画図を御覧ください。

西浦町地区は、市街化区域の境界としておりました道路の改良に伴い、市街化区域の境界を改めるものでございます。

続きまして、図面番号 94 の総括図 2 を御覧ください。

この総括図は主に蒲郡市の南東部を示すもので、図面左側には蒲郡市役所が位置しております。今回、図面中央の大塚地区におきまして、臨港地区の変更を行うものでございます。

図面番号 95 の計画図を御覧ください。

大塚地区は約 20.1ha の区域で、ヨットハーバー及び緑地として港湾の適正かつ円滑な管理運営を図るため、臨港地区を定めるものでございます。

続きまして、図面番号 96 の総括図 3 を御覧ください。

この総括図は主に田原市の東部を示すもので、図面下側に田原市役所が位置しております。今回、図面上側の田原 4 区地区におきまして市街化調整区域から市街化区域に変更を行うとともに、田原地区として臨港地区の変更を行うものです。また、図面中央の吉胡蔵王地区におきまして、市街化区域から市街化調整区域に変更を行うものです。

図面番号 97 の計画図を御覧ください。

田原 4 区地区は、公有水面埋立事業が行われた約 38.5ha の区域であり、市街化調整区域から市街化区域に変更するものでございます。

図面番号 98 の計画図を御覧ください。

田原地区は、区域区分の変更を行います田原 4 区地区と同一の区域であり、工業地として港湾の適正かつ円滑な管理運営を図るため、臨港地区を定めるものでございます。

図面番号 99 の計画図を御覧ください。

吉胡蔵王地区は、平成 2 年に市街化区域となり、現在地区計画で公共・公益施設等整備地区として位置づけられております。しかしながら、公共・公益施設の建設が具体化せず土地利用がされていないこと、また、当該地区の一部に土砂災害特別警戒区域が指定されたことから、今回約 2.3ha を市街化区域から市街化調整区域に変更するものでございます。

以上、これらの案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき、平成 30 年 11 月 13 日から 11 月 27 日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条に基づき、蒲郡市、田原市に意見照会を行いましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第 14 号議案及び第 15 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第 14 号議案及び第 15 号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

ここで、区域区分に関する議案の審議が終了いたしましたので、臨時委員の前田委員、河合委員、山本委員には御退席いただきます。どうもありがとうございました。

(臨時委員 退室)

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

長時間の審議となっておりますので、ここで休憩といたします。

現在の時刻は 14 時 55 分ですので、15 時 10 分まで 15 分間の休憩といたします。

(休憩 午後 2 時 55 分)

(再開 午後 3 時 11 分)

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

それでは、審議を再開いたします。

続きまして、第 16 号議案「西三河都市計画道路の変更について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 片山貴視】

第 16 号議案「西三河都市計画道路の変更について」御説明させていただきます。座って説明させていただきます。

議案書は 71 ページから 74 ページ、議案概要説明書は 40 ページ、図面は図面番号 100 と 101 でございます。モニターの表示と併せて御覧ください。

まず、図面番号 100 の総括図を御覧ください。

この総括図は、図面左上に掲載した愛知県全図の赤色で着色した部分を拡大したもので、安城市の一部を示しております。図面中央ほどにありますのが安城市役所です。市役所の北側に JR 東海道本線が東西に走っており、中央付近に安城駅がございます。安城駅の北側を東海道本線に並行して走っておりますのが、今回御審議をお願いする西三河都市計画道路 3・4・62 号本郷知立線です。変更を予定している区間は、安城駅北側に位置する赤色実線で表示した約 320m の区間です。

次に、都市計画変更の内容につきまして御説明いたします。

図面番号 101 の計画図を御覧ください。

図面左上から右下にかけて示している道路が、都市計画道路本郷知立線です。現在、当路線は幅員 15m で決定されており、右折車線のない幅員構成となっております。今回、都市計画道路昭和通り線及び主要地方道豊田安城線との交差点部につきまして、安全で円滑な交通処理を図るため、右折車線を設置することとし、交差点部の幅員を現決定の 15m から 17m に変更するものであります。

本案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき、平成 30 年 11 月 13 日から 11 月 27 日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条に基づき、安城市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

よろしく御審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

御意見、御質問等ないようですので、採決いたします。

第 16 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第 16 号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第 17 号議案「小牧市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

**【尾張建設事務所建築課長 山下賢一】**

尾張建設事務所建築課長の山下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

第 17 号議案「小牧市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

早速ではございますが、議案書は 75 ページから 77 ページ、議案概要説明書は 41 ページ、図面は図面番号 102 から 104 を御覧ください。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築

基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものです。

それでは、お手元にある議案概要説明書に沿って御説明させていただきます。41 ページを御覧ください。

申請者は株式会社バイオス小牧代表取締役多田純二、名称は小牧バイオガス発電所、敷地の位置は小牧市大字下末字野本 383 番 2 他 6 筆、敷地面積は 3,737.62 m<sup>2</sup>です。処理施設の処理能力は、いずれも 1 日あたり汚泥の脱水が 288 m<sup>3</sup>、廃プラスチック類の破碎が 29.53 t、一般廃棄物のごみ処理が 91.1 t でございます。建築物は、新設が 1 棟で、延べ面積は 900.5 m<sup>2</sup>でございます。

次に、理由でございますが、申請者は、平成 29 年 3 月に設立された会社で、同じ会社を親会社とする関連会社において、平成 29 年より静岡で 1 件、今回と同様の事業を運営している実績がございます。このたび、メタン発酵施設を含むバイオガス発電事業を行うにあたり、工業専用地域における汚泥の脱水施設の 1 日あたりの処理能力が 30 m<sup>3</sup>、廃プラスチック類の破碎施設の 1 日あたりの処理能力が 6 t、一般廃棄物のごみ処理施設の 1 日あたりの処理能力が 5 t の基準を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による許可が必要になったものでございます。

なお、一般廃棄物のごみ処理については、平成 30 年 11 月 26 日に小牧市都市計画審議会において御審議いただき、都市計画上支障がないものと認められております。

次に、図面番号 102 の総括図を御覧ください。

図面中央下の赤色で塗りつぶした「建設地」と書かれたところが敷地の位置でございます。当該敷地は小牧市の中央南部に位置し、名鉄小牧線小牧駅から東に直線距離で約 2 km の工業専用地域に位置しております。

次に、図面番号 103 の付近状況図を御覧ください。

建設地は、図面中央の赤い斜線で示した部分です。周囲の状況につきましては、北側は小牧市管理の道を挟んで工場、東側は倉庫、南側は駐車場となっており、西側は幅員 9 m の市道下末五反田一号線を挟んで倉庫及び工場でございます。

続きまして、建設地周辺の建築物の状況につきましては、右下凡例のとおりで、青色が工場、赤色が商業施設、オレンジ色がその他の建築物でございます。その他の建築物の中で、緑枠で囲っておりますのは葬儀場です。そのほかは事務所、倉庫でございます。

次に、図面番号 104 の計画図を御覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が敷地の外周、黄色の塗りつぶしが今回新築する建築物、紫色の点線が建築物内にある廃棄物処理装置、実線が屋外の廃棄物処理装置でございます。

敷地への出入りは、西側の幅員 9 m の市道下末五反田一号線からです。図面では黒い三角印で示してございます。車両に関連して、従業員駐車場、搬出入車両用の駐車場を敷地内に確保し、周辺への影響が出ないように配慮しております。敷地の周囲には、緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努めております。

なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、騒音、振動等につきまして全て環境保全目標をクリアしております。

また、関係市である小牧市長から、支障ない旨の意見書の提出を受けております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第 17 号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第 17 号議案につきましては、都市計画上支障ないものと議決いたしました。

続きまして、第 18 号議案「日進市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

**【尾張建設事務所建築課長 山下賢一】**

尾張建設事務所建築課長の山下でございます。引き続き説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

第 18 号議案「日進市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

早速ではございますが、議案書は 79 ページから 81 ページ、議案概要説明書は 42 ページ、図面については図面番号 105 から 107 を御覧ください。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築

基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置について、都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

それでは、お手元にある議案概要説明書に沿って御説明させていただきます。42 ページを御覧ください。

申請者は愛知県公営企業管理者企業庁長松井圭介、名称は尾張東部浄水場、敷地の位置は日進市米野木町南山 489 番 4、敷地面積は 93,811.30 m<sup>2</sup>です。建築物は全て既設で、管理本館から備蓄倉庫まで 24 棟、建築面積、延べ面積は記載のとおりであり、建築面積の合計は 5,604.89 m<sup>2</sup>、延べ面積の合計は 11,718.37 m<sup>2</sup>でございます。処理能力につきましては、汚泥の脱水で 1 日あたり 377 m<sup>3</sup>でございます。

次に、理由でございますが、申請者は、昭和 36 年より水道用水供給事業を県内で開始し、県内 11 カ所の浄水場において水道水の供給を行っています。水道水の供給のために汚泥の処理を伴いますが、その処理を行うにあたり、現在までは工業地域における脱水施設の汚泥の処理能力が 1 日あたり 30 m<sup>3</sup>の基準を超えておりましたが、自らの敷地の中の汚泥を処理するのみであったため、許可対象には該当しませんでした。しかし、このたび、各浄水場の汚泥を脱水処理するための脱水機を順次更新していくこととなり、尾張東部浄水場の汚泥の処理能力に余力があるため、工事中の他の浄水場から出る汚泥の受け入れを行います。処理するにあたり建築行為及び処理能力の変更は伴いませんが、他の浄水場から汚泥を集め処理を行うため、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による許可が必要になったものでございます。

次に、図面番号 105 の総括図を御覧ください。

図面右側の赤色で塗りつぶした「申請地」と書かれたところが敷地の位置でございます。当該敷地は日進市の南東部に位置し、日進市役所から東に直線距離で約 3.6km の工業地域に位置しております。

次に、図面番号 106 の付近状況図を御覧ください。

申請地は、図面中央の赤い斜線で示した部分です。周囲の状況でございますが、東側及び南側には幅員 12.1m の市道南山研究開発線を挟んで愛知池、西側は日進市所有の道及び愛知用水路全体で幅 13m、北側は名鉄豊田線となっております。

続きまして、申請地周辺の建築物の状況につきましては、右下凡例のとおりでございます。黄色が住居を示しており、建設地西側にある直近住居までの距離は約 125m でございます。また、青色が工場、オレンジ色がその他の建築物でございます。具体的には、全体

で幅 13mの日進市所有の道及び愛知用水路を挟んで西側に研究所、名鉄豊田線を挟んで北側に中部電力日進総合運動場の便所などの併設建築物となっております。

次に、図面番号 107 の計画図を御覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、右下凡例のとおり、赤枠が敷地境界線、黄色の塗りつぶしが建築物であり、全て既設です。

敷地への車両の出入りは、黒色三角印で示しておりますとおり、南側の幅員 12.1mの市道南山研究開発線を利用し、汚泥の搬出入に関しましては東側の出入り口のみを利用いたします。なお、敷地内において、図面の緑色で塗りつぶした部分に緑地が設けられており、環境の整備がなされております。

なお、環境に及ぼす影響につきましては、生活環境影響調査を実施しており、大気質、騒音等につきまして、全て規制値をクリアしております。

また、関係市である日進市長から、支障ない旨の意見書の提出を受けております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第 18 号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第 18 号議案につきましては、都市計画上支障ないものと議決いたしました。

続きまして、第 19 号議案「飛島村における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

**【尾張建設事務所建築課総括専門員 近藤繁生】**

尾張建設事務所建築課総括専門員の近藤でございます。よろしくお願いいたします。恐縮ですが、着席して説明させていただきます。

第 19 号議案「飛島村における特殊建築物の敷地の位置について」説明させていただきます。

早速でございますが、議案書は 83 ページから 85 ページ、議案概要説明書は 43 ページ、図面は図面番号 108 から 110 を御覧ください。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものです。

それでは、お手元にある議案概要説明書に沿って御説明させていただきます。43 ページを御覧ください。

申請者は株式会社神谷商会代表取締役神谷哲治、名称は株式会社神谷商会飛島リサイクルセンター、敷地の位置は海部郡飛島村木場一丁目 3 番他 2 筆の各一部、敷地面積は 3,302.5 m<sup>2</sup>、処理施設の 1 日あたりの処理能力は、がれき類の破砕が 392 t でございます。建築物はございません。

次に、理由でございます。申請者は、平成 9 年より弥富市東末広において、がれき類の破砕及び建設系産業廃棄物の選別を行っております。このたび、産業廃棄物の再資源化の需要の高まりに対応するため、産業廃棄物を処理する施設を新たに計画したところ、工業地域におけるがれき類の破砕施設の 1 日あたりの処理能力が 100 t の基準を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による許可が必要となったものでございます。

申請敷地には建築物の計画はございませんが、設置いたします破砕施設が建築基準法第 51 条の規定を準用する工作物となります。

次に、図面番号 108 の総括図を御覧ください。

図面中央右の赤丸で示した「建設地」と書かれたところが敷地の位置でございます。当該敷地は、飛島村の南東部に位置し、飛島村役場から南東に直線距離で約 2.8km の工業地域内に位置しております。

次に、図面番号 109 の付近状況図を御覧ください。

申請地は、図面中央の赤い斜線で示した部分です。また、凡例のその他として示した建築物は、建設地南東側にある飛島村公民館分館及び南側にある NTT 木場電話交換所となっております。周囲の状況は、南側は建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号による名古屋港管理組合が管理する位置指定道路が、北側には鉄塔がございます。東側及び西側には建物施設はございません。

次に、図面番号 110 の計画図を御覧ください。

この図面は、敷地内の施設配置を示しております。赤枠が申請敷地の外周、紫色が今回

新設するがれき類の破碎機の外形線でございます。

敷地への出入りは、図面では黒い三角印で示してございます。南側の幅員 30m の位置指定道路からです。車両に関連して、従業員用駐車場、搬出入車両用の駐車場を敷地内に確保し、また、搬出入車両の待機場所を適切に確保する等の搬出入計画についても、周辺への影響が出ないように配慮しております。敷地の周囲には、緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、青色の線上に公害防止上有効な塀を設け、環境整備に努めております。

なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、騒音、振動等の環境保全目標をクリアしております。

また、関係自治体である飛島村長から支障ない旨の意見書の提出を受けており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律について、海部県民センター担当者から支障ない旨の確認をしております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第 19 号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第 19 号議案につきましては、都市計画上支障ないものと議決いたしました。

続きまして、第 20 号議案「半田市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

**【知多建設事務所建築課長 林靖郎】**

知多建設事務所建築課長の林でございます。よろしくお願いいたします。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

第 20 号議案「半田市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

早速でございますが、議案書は 87 ページから 89 ページ、議案概要説明書は 44 ページ、図面は図面番号 111 から 113 を御覧ください。



本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

お手元にごございます議案概要説明書に沿って御説明させていただきます。44 ページを御覧ください。

申請者は株式会社ビオクラシックス半田代表取締役水野貴之、名称はビオクラシックス半田バイオガス発電所、敷地の位置は半田市松堀町 60 番 1 他 9 筆、敷地面積は 8,224.26 m<sup>2</sup>、建築物は新設 3 棟で、延べ面積の合計は 2,490.80 m<sup>2</sup>でございます。処理施設の 1 日あたりの処理能力は、汚泥の脱水施設 155.52 m<sup>3</sup>、汚泥の乾燥施設 19.3 m<sup>3</sup>、廃プラスチック類の破碎 53.04 t、ほかに一般廃棄物の処理 60.48 t がありますが、平成 30 年 12 月 19 日に半田市都市計画審議会において御審議いただき、都市計画上支障がないものと認められております。

申請者は、本プロジェクトの事業主体である特別目的会社として、平成 29 年に設立されました。今後、産業廃棄物処分業及び一般廃棄物処分業の許可を受け、本敷地において新たに中間処理業を行うとしております。

申請地は、市街化調整区域で、半田市都市計画マスタープランにおいては農業・自然環境ゾーンに区分されております。更に、隣接地には植物工場の計画もあり、近隣の既存観光農園と一体の農業観光ゾーンを形成する計画とされております。また、半田市バイオマス産業都市構想において、本施設及び隣接植物工場の計画区域を申請地周辺と定められております。

本施設は、生ごみ、食品廃棄物及び畜産ふん尿を原料としたメタンガス発電、排熱・排ガスを近隣農業者等へ供給及びガス発生後の消化物を処理し、肥料として供給する事業を行うものでございます。

このたび、本事業を行うにあたり、汚泥の脱水の 1 日あたりの処理能力が 10 m<sup>3</sup>、汚泥の乾燥の 1 日あたりの処理能力が 10 m<sup>3</sup>、廃プラスチック類の破碎の 1 日あたりの処理能力が 5 t、一般廃棄物の 1 日あたりの処理能力が 5 t の基準を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による許可が必要となったものでございます。

次に、図面番号 111 の総括図を御覧ください。

図面左やや上の赤で示した「建設地」と書かれたところが敷地の位置になります。当該敷地は、半田市の西部に位置し、半田市役所より西へ約 3.8km、知多半田駅から西に約 2.7km

の市街化調整区域内に位置しております。

次に、図面番号 112 の付近状況図を御覧ください。

建設地は、図面中央の赤い斜線で示した部分です。周囲の状況は、北側は田または山林、南側は田であり、西側は市道松堀 7 号線、東側は市道岩滑新田板山線に接しております。建設地周辺の建築物は、市道岩滑新田板山線を挟んで東側にあるオレンジ色の建築物は事務所で、南側、図面の下部にある青色の建築物は工場です。

次に、図面番号 113 の計画図を御覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が敷地境界線、黄色の塗りつぶしが建築物で、紫破線で囲まれたものが廃棄物処理施設、黒破線で囲まれたものが廃棄物保管施設でございます。建築物は、処理棟、発電設備棟及び管理棟がございます。廃棄物処理装置は、処理棟に破砕機、脱水機及び乾燥機を新設します。また、処理する前の廃棄物もこの処理棟に保管する計画です。

敷地への車両出入口は、黒い三角印で示してございます。

次に、車両動線について御説明いたします。

場内を一方通行とし、東側の幅員 9 m の市道岩滑新田板山線に面した北側を入り口とし、南側を出口としております。敷地の周囲には、緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努めております。また、従業員用、営業車両用及び来客用駐車場を敷地内に確保し、搬出入車両の待機場所も管理棟及び発電設備棟南側に適切に確保し、周辺への影響が少なくなるよう計画しております。

なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、騒音、振動等は環境保全目標をクリアしております。

なお、水質の項目につきましては、排水を水処理施設で下水道排水基準値以下とし公共下水道へ放流するため、調査項目としておりません。

また、関係市である半田市長から、支障ない旨の意見書の提出を受けております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

春山委員、お願いします。

**【委員（三重大学大学院教授 春山成子）】**

文言のところだけなんですけれども、44 ページのところ、「申請者は」って書いてあり

ますが、平成 29 年に設立されたと、そこまではいいんですが、「今後」と書いてあって何々の許可を受けと書いてあるんですが、既に許可はとっている、これからとるんですか。そのところが、今後と書いてあるので気になったところですが。

【知多建設事務所建築課長 林靖郎】

ここに記載のとおり、今後許可をとる予定ということでございます。

【委員（三重大学大学院教授 春山成子）】

分業することに関して、また、あるいは施設でこのようなことをするんだというようなことも今後許可をとるんですか。今までの前段のものは、例えば平成 29 年 3 月にされたと 41 ページにありますけれども、今後許可をとるとするのは初めてここで出てきたので。ただ単に文言だけ気になったのですけども。

【知多建設事務所建築課長 林靖郎】

ちょっと私の説明が足りないかもしれませんが、これはこの場所で初めて事業を始めるものでございます。まずは 51 条のただし書きの許可を得て、この位置にまず設置することが可能かどうかというふうに順番に手順を踏んでいきますものですから、まずこの場所がオーケーになれば、次にその廃棄物の運搬の許可等々を順番にとっていって、期間はかかりますけれども、おおむね 2 年後ぐらいに建物ができ上がり、稼働を開始するというような手順で進めてまいる予定でございます。

【委員（三重大学大学院教授 春山成子）】

そうすると、今まで前段でお話を聞いていた、既設のものがあってそれを新たに施設として拡充整備をして使っているのと違って、その場合には既にもう確実に許可がとれていてそれでやるのと違って、この場合には一つ一つこれから手順を踏むんだと、そういう意味なんですか。

【知多建設事務所建築課長 林靖郎】

今委員がおっしゃったとおりでございます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいでしょうか。

そのほかございますでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第 20 号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第 20 号議案につきましては、都市計画上支障ないものと議決いたしました。

続きまして、第 21 号議案「大府市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【知多建設事務所建築課長 林靖郎】

知多建設事務所建築課長の林でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。失礼ながら、着座にて説明させていただきます。

第 21 号議案「大府市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

早速でございますが、議案書は 91 ページから 93 ページを、議案概要説明書は 45 ページ、図面は図面番号 114 から 116 を御覧ください。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

お手元にある議案概要説明書に沿って御説明させていただきます。45 ページを御覧ください。

申請者は株式会社ワトワメディカル代表取締役辻直、名称は株式会社ワトワメディカル廃棄物処理施設、敷地の位置は大府市横根町坊主山 1 番地の 141、敷地面積は 2,675.00 m<sup>2</sup>、処理施設の 1 日あたりの処理能力は、汚泥の焼却が 12.95 m<sup>3</sup>、廃油の焼却が 0.72 m<sup>3</sup>、廃プラスチック類の焼却が 24.91 t、その他産業廃棄物の焼却が 44.98 t、一般廃棄物の焼却が 44.98 t となっております。

なお、一般廃棄物の焼却につきましては、平成 30 年 12 月 18 日に大府市都市計画審議会において御審議いただき、都市計画上支障がないものと認められております。

建築物は、増築棟 2 棟、既設棟 1 棟で、延べ面積は 2,904.61 m<sup>2</sup>でございます。

申請者は、廃プラスチック類の焼却施設の処理能力が 1 日あたり 5.33 t、その他産業廃棄物の焼却施設の処理能力が 1 日あたり 10 t に係る建築基準法第 51 条ただし書きの規定による許可を受け、当該申請地において焼却処理を行っております。このたび、既設の焼却施設の老朽化及び焼却物の増加等に対応するため、産業廃棄物を処理する施設及び一般廃棄物を処理する施設を新たに計画したところ、処理能力が増加するものとして、廃プラ

スチックの焼却施設の処理能力が1日あたり 24.91 t、その他産業廃棄物の焼却施設の処理能力が1日あたり 44.98 t、処理品目が追加するものとして汚泥の焼却が1日あたり 12.95 m<sup>3</sup>、廃油の焼却が1日あたり 0.72 m<sup>3</sup>となるため、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による許可が必要となったものでございます。

次に、図面番号 114 の総括図を御覧ください。

図面中央右側の赤丸で示した「建設地」と書かれたところが敷地の位置になります。

当該敷地は大府市の北東部に位置し、JR 東海道本線共和駅から北東に直線距離で約 2.0km の工業地域内に位置しております。

次に、図面番号 115 の付近状況図を御覧ください。

図面中央の赤い斜線で示した部分が建設地を示しており、周囲の状況は、北側は物流センターが、東側は工場が、南側は工場が、西側は市道 5150 号線がございませう。凡例のその他として示した建築物は、北側の物流センター、市道 5150 号線を挟んだ西側に事務所などでございませう。

次に、図面番号 116 の計画図を御覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗りつぶしが申請建築物でございませう。

敷地への出入りは、西側の幅員 9 m の市道 5150 号線から行い、出入り口は黒い三角印で示してございませう。敷地内には搬出入車両の待機場所を適切に確保するなど、周辺への影響を少なくするように計画してございませう。敷地の周囲には、緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努めてございませう。

なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、騒音、振動等は全て環境保全目標をクリアしてございませう。

また、関係市である大府市から、支障ない旨の意見書の提出を受けてございませう。

以上でございませう。よろしく御審議をお願いいたしませう。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたしませう。よろしいでしょうか。

春山委員、お願いしませう。

**【委員（三重大学大学院教授 春山成子）】**

計画図の 116 というのを見ていて、今説明していただいたものですが、汚水の処理の経

路として、廃棄物保管場のすぐ南側のところから出ていて、浄化槽へ一回入ると。浄化槽から出て行って、更に噴射水槽の中に入れて、その後どうなるんですか、汚水は。

【知多建設事務所建築課長 林靖郎】

浄化槽で処理した汚水につきましては、焼却炉内の冷却用として、排ガスの冷却用として中で噴霧するというので利用いたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第 21 号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第 21 号議案につきましては、都市計画上支障ないものと議決いたしました。

続きまして、第 22 号議案「豊川市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【東三河建設事務所建築課長 川本洋治】

東三河建設事務所建築課長の川本でございます。よろしくお願いいたします。恐縮でございますが、座って説明させていただきます。

第 22 号議案「豊川市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

早速でございますが、議案書は 95 ページから 97 ページ、議案概要説明書は 46 ページ、図面は図面番号 117 から 119 を御覧ください。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置が都市計画法上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

お手元にある議案概要説明書に沿って御説明させていただきます。46 ページを御覧ください。

申請者は加山興業株式会社代表取締役加山順一郎、名称は加山興業株式会社豊川営業所焼却炉施設、敷地の位置は豊川市南千両町 2 丁目 1 番他 10 筆、敷地面積は 2,739.83 m<sup>2</sup>、処理施設の 1 日あたりの処理能力は、汚泥の焼却 72.24 m<sup>3</sup>、廃油の焼却 68.427 m<sup>3</sup>、廃プラ

スチック類の焼却 59.048 t、その他産業廃棄物の焼却 4.54 から 91.68 t、建築物は既設の焼却炉棟 1 棟、新設が焼却炉棟、受付棟、廃油ヤードの 3 棟で、延べ面積の合計は 1,895.43 m<sup>2</sup>でございます。

申請者は、昭和 50 年に産業廃棄物処分業の許可、平成 5 年に特別管理産業廃棄物処分業の許可を受け、廃棄物処理業務を行っております。

申請地においては、平成 3 年及び平成 9 年に建築基準法第 51 条ただし書き許可を受け、産業廃棄物の焼却及び破碎を行っております。このたび、既設の焼却炉の老朽化及び焼却物の増加に対応するため、焼却施設の更新を計画したところ、処理能力の増加及び敷地の拡張を行うこととなったため、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による許可が必要となったものでございます。

次に、図面番号 117 の総括図を御覧ください。

図面上部の赤丸で示した「建設地」と書かれたところが敷地の位置になります。当該敷地は、豊川市中央部に位置し、豊川市役所から北に直線距離で約 2.6km の工業地域内に位置しております。主要地方道豊川新城線から東に 600m、東名高速道路の南側にございます。

次に、図面番号 118 の付近状況図を御覧ください。

建設地は、図面中央の赤い斜線で示した部分でございます。周囲の状況は、三方を市道に囲まれており、北側は市道一宮千両線、東名高速道路及び市道六角北林千両鶴田線が、東側は市道大崎門南千両二丁目線を挟んで工場が、南側は市道南千両二丁目 1 号線を挟んで工場が、西側は工場がでございます。

次に、施設計画について御説明いたします。

本施設は、敷地の拡張を伴う既存施設の更新でございますので、先に現在の状況を御説明いたします。

前のモニターに現況配置図を表示いたしますので、御覧ください。

赤色の実線が現状の敷地境界線を示しております。今回の計画では、黄色で塗りつぶした既設建築物のうち、北側は斜線部分の焼却炉棟のみを残し、継続使用いたします。南側は、破碎施設の廃止に伴い、破碎棟を全て除却いたします。赤色の破線は、今回の敷地拡張部分を示しております。

次に、図面番号 119 の計画図を御覧ください。

この図面は敷地内の配置計画を示しており、赤色の実線が敷地境界線、黄色で塗りつぶ

した部分が建築物、紫色の破線が廃棄物処理装置である焼却炉でございます。建築物は、敷地北側に既設焼却炉棟、南側に新設焼却炉棟、東側に受付棟及び廃油ヤードがございます。

廃棄物処理装置は、北側の既設焼却炉棟に既設の焼却炉が1基あり、南側の新設焼却炉棟に新設の焼却炉を1基設置するもので、処理前の廃棄物や処理後の燃えがら等は焼却炉棟内で保管いたします。

次に、車両動線について御説明いたします。

敷地への出入りは、黒色三角印で示してございます。場内を一方通行とするため、東側の市道大崎門南千両二丁目線に面した南側を入り口とし、北側を出口としております。敷地の周囲には、緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、また、青色の実線部分に公害防止上有効な塀を設け、環境整備に努めております。

なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、騒音、振動等は全て環境保全目標を満たしております。

また、関係市である豊川市長から、支障ない旨の意見書の提出を受けております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御意見、御質問等ないようですので、採決いたします。

第22号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第22号議案につきましては、都市計画上支障ないものと議決いたしました。

続きまして、第23号議案でございますが、初めに事務局から案内のありましたとおり、第23号議案から第25号議案につきましては、個人情報が含まれておりますので、愛知県都市計画審議会運営規程第6条第1項第1号に該当することから、審議は非公開となります。したがって、傍聴人の方々は御退室いただきますようお願いいたします。

（傍聴人 退室）

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**



それでは、第 23 号議案「西三河都市計画事業安城南明治第一土地区画整理事業の事業計画（変更）に対する意見書について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【都市整備課長 浅井厚視】

都市整備課長の浅井でございます。失礼して、着座にて説明させていただきます。

第 23 号議案「西三河都市計画事業安城南明治第一土地区画整理事業の事業計画（変更）に対する意見書について」です。

議案は、意見書の写しとなりますので、個人情報保護の観点から、A4 水色表紙の別冊としております。資料といたしまして、議案概要説明書の 47 ページ及び A4 黄色の表紙の参考資料「西三河都市計画事業安城南明治第一土地区画整理事業の事業計画（変更）に対する意見書について」を用意しました。以上の資料により説明を進めてまいります。また、モニターで参考図などを表示してまいりますので、そちらも御覧ください。

それでは、議案概要説明書の 47 ページを御覧ください。

左側に事業計画の概要、右側に本審議会に付議する理由を記載しております。

モニターには、土地区画整理法第 55 条の内容を表示しております。

付議する理由としまして、西三河都市計画事業安城南明治第一土地区画整理事業の事業計画を変更するにあたり、土地区画整理法第 55 条第 13 項において準用する同法第 55 条第 1 項に基づき、安城市が平成 30 年 10 月 5 日から 10 月 18 日までの 2 週間、公衆の縦覧に供しましたところ、1 通 1 名の方から意見書の提出がございましたので、同条第 3 項の規定に基づき、愛知県都市計画審議会に付議するものでございます。本審議会では、意見の内容を審査していただき、その意見書に係る意見を採択すべきか否かを御審議いただくものでございます。

それでは、安城南明治第一土地区画整理事業の概要について説明いたします。

モニターで位置図を示しています。お手元の資料は、黄色の表紙の参考資料の 2 ページでございます。

この位置図は、モニター左下に表示しております愛知県全図のピンクで着色した部分を拡大したもので、安城市の中心部、JR 安城駅周辺を示しております。

本議案の対象区域である安城南明治地区は、青色で囲んだ区域となっております。平成 15 年に都市計画決定され、地域住民の合意形成が図られた地区から事業着手しております。本地区では現在 2 地区の土地区画整理事業を実施中であり、本議案の対象地区である安城南明治第一土地区画整理事業は、赤色で囲んだ地区でございます。JR 東海道本線安城駅の

少し南に位置し、西側には安城市役所がございます。面積は約 16.72ha で、施行期間は平成 19 年度から平成 38 年度までを予定しております。総事業費は約 223 億円で、本事業の施行者は安城市でございます。

なお、本地区の進捗率は、平成 30 年 10 月 1 日現在で約 52%となっております。

参考資料の 3 ページの設計図を御覧ください。

赤色の実線で囲まれた範囲が、安城南明治第一地区でございます。この地区は老朽化した住宅が密集しており、また、狭い道路が存在するなど、適切な土地利用や交通機能が確保されていないことから、土地区画整理事業を実施し、公共施設の整備、改善や居住環境の改善を行い、周辺地区との調和を図るものでございます。

参考資料の 4 ページを御覧ください。今回の事業計画の変更について説明いたします。

大きく 3 点ございます。1 点目は、都市計画道路の配置や幅員を変更せずに、車道と歩道の幅員構成を変更するなど、道路計画に関する変更です。資料の①、②、③が該当する場所でございます。2 点目は、地区内の公園を都市計画決定したことに伴う公園名称の変更です。資料の④が該当する箇所でございます。3 点目は、これまでの実績や今後の残事業を精査した資金計画の変更となります。

参考資料の 5 ページを御覧ください。

今回、事業地区の南のほう、図面の下側、赤色に塗りつぶされた、地区に近接する箇所にお住まいの方から意見書の提出がございました。

それでは、御審議いただく内容について説明いたします。

水色表紙の別冊、意見書の写しの 2 枚目を御覧ください。また、参考資料の 6 ページに意見書の要旨をまとめておりますので、併せて御覧ください。

意見書番号 1-①は、自宅の正面が T 字路交差点になることで生じる危険回避のため、自宅移転の補償を要望しますという意見が述べられております。

意見書の要旨の右側の事業計画以外の意見と判断した理由を御覧ください。

この意見は、土地区画整理事業における施行地区外の自宅移転を要望するものであり、事業計画に対する意見ではないと考えられます。なお、要望箇所は土地区画整理事業における施行地区外であるため、土地区画整理事業によって移転及び補償することはできません。以上により、この意見については採択するべきではないと考えるところでございます。

これで「西三河都市計画事業安城南明治第一土地区画整理事業の事業計画（変更）に対する意見書について」の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますよ

うお願い申し上げます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第 23 号議案につきましては、意見書は採択すべきではないとして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第 23 号議案につきましては、意見書は採択すべきではないと議決いたしました。

続きまして、第 24 号議案「東三河都市計画蒲郡蒲南土地区画整理事業の事業計画（変更）に対する意見書について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【都市整備課長 浅井厚視】

都市整備課長の浅井でございます。

引き続き、第 24 号議案「東三河都市計画蒲郡蒲南土地区画整理事業の事業計画（変更）に対する意見について」を説明いたします。

第 23 号議案と同様、議案は A4 水色表紙の別冊とし、資料といたしまして、議案概要説明書の 48 ページ及び A4 黄色の表紙の参考資料「東三河都市計画蒲郡蒲南土地区画整理事業の事業計画（変更）に対する意見書について」を用意しました。

それでは、議案概要説明書の 48 ページを御覧ください。

モニターには、土地区画整理法第 55 条の内容を表示しております。

付議する理由としまして、東三河都市計画蒲郡蒲南土地区画整理事業の事業計画を変更するにあたり、土地区画整理法第 55 条第 13 項において準用する同条第 1 項に基づき、蒲郡市が平成 30 年 9 月 13 日から 9 月 26 日までの 2 週間、公衆の縦覧に供しましたところ、1 通 1 名の方から意見書の提出がございましたので、同条第 3 項の規定に基づき、愛知県都市計画審議会に付議するものでございます。

それでは、蒲郡蒲南土地区画整理事業の概要について説明いたします。

モニターに位置図を示しております。お手元の資料は、黄色の表紙の参考資料の 2 ページを御覧ください。

この位置図は、モニター左上に表示しております愛知県全図のピンクで着色した部分を

拡大したもので、蒲郡市の南部、JR 東海道本線蒲郡駅周辺の位置を示しております。

本議案の対象地区である蒲郡蒲南土地区画整理事業は赤色で囲んだ地区で、地区北側は東海道新幹線、南側は JR 東海道本線に接しており、住宅、店舗、工場施設が混在する既成市街地でございます。面積は約 52.55ha で、施行期間は昭和 44 年度から平成 36 年度までを予定しております。総事業費は約 165 億円で、本事業の施行者は蒲郡市でございます。

なお、本地区の進捗率は平成 30 年 10 月 1 日現在で約 99%となっており、工事は概成し、事業は終盤を迎えている地区でございます。

また、本地区の周辺では、蒲郡中部及び蒲郡駅南土地区画整理事業により、都市基盤施設の整備が行われている状況でございます。

参考資料 3 ページの設計図を御覧ください。

赤色の実線で囲まれた範囲が蒲郡蒲南地区でございます。この地区は、経済の発展に伴い急増する交通に対処するため、都市計画道路本宿線及び都市計画道路衣浦蒲郡線の拡幅整備を行うとともに、旧市街地が無秩序に放置されていたため、土地区画整理事業により、宅地の整備など土地利用の増進、公共施設の改善を図り、健全なまちづくりを行っている地区でございます。

今回の事業計画変更の概要について説明いたします。

モニターには事業計画変更の概要を示しています。お手元の資料は、議案概要説明書の 48 ページでございます。

変更内容は、大きく 3 点ございます。まず 1 点目は、事業の終盤を迎えていることから、清算金の徴収期間を見込んで、事業施行期間を 5 年間延伸するもの。2 点目は、これまでの実績などに伴う資金計画の変更。3 点目は、工事が概成したことから、施行後の地積を確定測量結果に準じて変更するものでございます。

参考資料 4 ページの意見書提出者位置図を御覧ください。

今回の事業区域の北西、図面左上に赤色で表示している箇所にお住まいの方から意見書の提出がございました。

それでは、御審議いただく内容について説明いたします。

水色表紙の別冊意見書の写しの 2 枚目を御覧ください。また、参考資料の 5 ページに意見書の要旨をまとめておりますので、併せて御覧ください。

提出された意見には、2 点の意見がございました。

まず 1 点目の意見書番号 1-①では、本事業では多額な清算金の徴収があり、清算金納

付には十分な期間を確保すべきであるという意見が述べられております。

意見書の要旨の右側の事業計画に係る意見と判断した理由を御覧ください。

この意見は、事業計画のうち事業施行期間に関する意見であると考えますが、清算金の徴収期限は、土地区画整理法施行令第 61 条第 2 項において「5 年以内とする。ただし、納付すべき者の資力が乏しいため 5 年以内に納付が困難と認められるときは 10 年以内とすることができる」と定められております。

また、本地区の清算金の分割徴収については、東三河都市計画蒲郡蒲南土地区画整理事業施行条例第 22 条において「別に定める」とされており、今後施行者により検討し、決定されるものです。したがって、今後、換地処分後に行われる清算事務の中で行われ、施行者が 5 年を超える徴収期間が必要と判断すれば、その時点で事業計画が変更されるものと考えられます。よって、現時点においては、上記施行令で定める 5 年の徴収期間を見込んだ事業計画は法令に適合していると考えられます。

続きまして、2 点目の意見について説明いたします。

意見書の要旨の下段にございます意見書番号 1-②を御覧ください。

差額清算方式ではなく比例清算方式を採用し、開発利益を権利者に配分すべきであり、清算徴収金を収入に見込んだ資金計画には同意できないという考えが述べられております。

表右側の事業計画に係る意見と判断した理由を御覧ください。

この意見は、事業計画のうち資金計画に関する意見であると考えられますが、本地区の清算金算出方法については、東三河都市計画蒲郡蒲南土地区画整理事業施行条例第 21 条において、差額清算方式にて算出することが定められております。よって、差額清算方式により算出された清算金徴収額の概算額を資金計画に計上した事業計画は法令に適合していると考えられます。

以上により、これら 2 つの意見は採択すべきではないと考えるところでございます。

これで「東三河都市計画蒲郡蒲南土地区画整理事業の事業計画（変更）に対する意見書について」の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。

御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第 24 号議案につきましては、意見書は採択すべきではないとして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第 24 号議案につきましては、意見書は採択すべきではないと議決いたしました。

続きまして、第 25 号議案「尾張都市計画事業一宮外崎土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【都市整備課長 浅井厚視】

都市整備課長の浅井でございます。

引き続き、第 25 号議案「尾張都市計画事業一宮外崎土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」を説明させていただきます。

第 24 号議案と同様、議案は A4 水色表紙の別冊とし、資料といたしまして、議案概要説明書の 49 ページ及び A4 黄色の表紙の参考資料「尾張都市計画事業一宮外崎土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」を用意しました。

それでは、議案概要説明書の 49 ページを御覧ください。

付議する理由としまして、尾張都市計画事業一宮外崎土地区画整理事業の事業計画を決定するにあたり、土地区画整理法第 55 条第 1 項に基づき、一宮市が平成 30 年 10 月 10 日から 10 月 23 日までの 2 週間、公衆の縦覧に供しましたところ、59 通 101 名から意見書の提出がございましたので、土地区画整理法第 55 条第 3 項の規定に基づき、愛知県都市計画審議会に付議するものでございます。

一宮外崎土地区画整理事業の概要について説明いたします。

モニターに位置図を示しております。お手元の資料は、黄色の表紙の参考資料の 11 ページでございます。

この位置図は、モニター左下に表示しております愛知県全図のピンクで着色した部分を拡大したもので、一宮市の南東部、名神高速道路一宮インターチェンジから北に約 1 km の位置を示しております。

本議案の対象地区である一宮外崎土地区画整理事業は、赤色で囲んだ地区で、国道 22 号の西側に位置しております。面積は約 24.55ha で、施行期間は平成 30 年度から平成 45 年度までを予定しております。総事業費は約 79 億円で、本事業の施行者は一宮市でございます。

なお、本地区は一宮市都市計画マスタープランにおいて地域生活拠点に位置づけられており、市南部のにぎわいの核の形成を目指すことを目的に、平成30年4月1日に一宮市により都市計画決定されております。

参考資料の12ページの設計図を御覧ください。

赤色の実線で囲まれた範囲が一宮外崎地区でございます。この地区は、地域生活拠点に位置づけられているにもかかわらず大雨による浸水被害が頻発しているため、早期に防災性、安全性の向上を図る必要があります、更に、道路幅員が狭小であるにもかかわらず宅地開発が行われ、既存集落は住宅等が密集しているため、土地区画整理事業により計画的に都市基盤施設を整備し、暮らしやすく質の高い居住環境の創出を図るものでございます。

モニターには現況の写真を示しております。

施行後の土地利用計画としましては、一宮都市計画マスタープランを踏まえて、国道22号沿線を工業地、それ以外は主に住宅地として利用する計画となっております。

参考資料の13ページの意見書提出者位置図を御覧ください。

意見書提出者101名のうち98名は地区内にお住まいの方で、残り3名は地区外にお住まいですが、いずれも地区内の土地に権利をお持ちか、あるいは関係のある方で、利害関係者になります。

次に、水色の表紙の別冊意見書の写しの2枚目、意見書目次を御覧ください。

59通の意見書の提出がありましたが、このうち意見書番号5と6の2通及び8から53の46通はそれぞれ全く同じ内容の意見書でしたので、意見書の種類としては13通となります。更に、1通の中に複数意見が記載されている意見書があり、例えばインデックス1が意見書番号1となっており、その中に①から④の4つの意見が記載されております。これらの意見を合計しますと、83の意見がございました。また、意見書番号8から53及び意見書番号54の意見書については、参考資料も併せて提出されましたので、水色表紙別冊意見書の写しの最後にその参考資料についても添付しております。

次に、参考資料14ページの意見書の要旨を御覧ください。

提出されました83意見を事業計画に対する意見と事業計画以外の意見に分類し、40意見が事業計画に対する意見と判断しました。左側の意見書番号3—⑩というのは、先程説明した水色表紙別冊意見書の写しの意見書番号に対応しております。

それでは、まず事業計画に対する意見について説明いたします。モニターを御覧ください。

事業計画に係る 40 意見について同様の意見などをまとめ、9 点に分類しております。参考資料 14 ページの意見書の要旨に戻っていただきまして、9 点に分類した意見のうち 1 点目ですが、外崎町内の一部で事業を行うのは不平等なので、外崎町全体で実施してほしいという意見で、同様の意見が 8 意見ございました。

モニターの図の赤色の線が施行地区、緑色の線が外崎町全体を表しております。

右側の事業計画に係る意見と判断した理由を御覧ください。

これらの意見は、事業計画のうち施行地区に関する意見と考えますが、土地区画整理法第 3 条第 4 項において、地方公共団体は都市計画決定された施行区域内でのみ土地区画整理事業を施行できると規定されております。一宮外崎土地区画整理事業は、平成 30 年 4 月 1 日に一宮市により都市計画決定された施行区域において施行することから、法令に適合していると考えられます。

次に、参考資料 15 ページを御覧ください。

事業計画に係る意見の 2 点目は、道路の幅員に関する意見としまして、特に狭い道路だけ拡幅すれば十分だ、道路拡幅によって一般車両の抜け道となり危険な道路になることは避けてほしい、建物移転対象となり住民の負担が大きくなるので必要な道路だけ拡幅してほしい、道路拡幅によって家屋取り壊しや駐車場がなくなる家が多くなるので幅員 4 m にして全体予算を抑えるべきである、道路拡幅によって路上駐車をしてくださいということなのかなどの意見が 12 意見ございました。

また、個別路線に対しての意見をモニターに示しております。

意見書番号 3-②、区画道路 6-11 は、民家が密集している地区に位置しており、総事業費及び個人負担を低減させるために幅員を 5 m にしてほしい、意見書番号 3-⑩、区画道路 4-2 は、接続する区画道路 6-7 との幅員差をなくすため、幅員を 6 m に変更してほしい、意見書番号 3-⑪、区画道路 4-7 は、接続する区画道路 5-5、5-9 との幅員差をなくすため、幅員 5 m に変更してほしい、意見書番号 3-⑫、区画道路 4-10 は、幅員 5 m に変更してほしい、意見書番号 3-⑬、区画道路 4-12 は、接続する区画道路 6-21 との幅員差をなくすため、幅員を 6 m に変更してほしい、意見書番号 56-③、区画道路 5-14 は、接続する区画道路 6-22 との幅員差をなくすため、幅員 6 m に変更してほしいという意見でした。

これらの意見は、事業計画のうち設計の概要で定める道路計画に関する意見と考えますが、設計の概要で定める区画道路の幅員については、土地区画整理法施行規則第 9 条第 1



項第3号により、「住宅地にあつては6 m以上、商業地または工業地にあつては8 m以上としなければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合は、住宅地にあつては4 m以上、商業地または工業地にあつては6 m以上であることをもって足りる」と規定されています。

本地区の区画道路の幅員は6 mから10 mを基本に段階的に配置しており、既存集落などにおいては、これまでの環境をできるだけ保全し、事業費の縮減を図るため、周辺の道路状況、市街化の状況、建物移転の抑制などを総合的に勘案して上記ただし書きを適用し、一部区画道路で住宅地においては幅員4から5 m、工業地においては幅員6 mとして計画されております。

なお、土地区画整理法運用指針において、「周辺の道路状況、市街化の状況から見てやむを得ないと認められ、かつ交通機能及び宅地サービスの機能確保並びに災害時の避難、救助、消防活動等の円滑な実施に支障がない場合は、ただし書きの適用を図ることが考えられる」とされております。

本地区の区画道路は、交通機能、宅地として利用するための機能の確保や緊急車両の通行等にも考慮して計画されており、法令の要件を満たしていると考えられます。

次に、参考資料16ページの上段を御覧ください。

事業計画に係る意見の3点目は、道路の配置に関する意見としまして、区画道路が自宅に大きくかかるので移動してほしい、既存の道路を活用して事業費を抑えるという安易な発想に基づく案としか思えないなどの意見が7意見ございました。

また、個別路線に対しての意見をモニターに示しています。

意見書番号3-①と56-②、自宅を新築した当時の道路計画では幅員5 mであったので、道路中心から2.5 mしか下がらなかった、しかし、今回の計画では区画道路6-11にかかってしまうため、この道路を北東側に移動すること。意見書番号3-③、自宅前の区画道路4-11は、道路幅員を拡張してほしいと要望している土地所有者側である南西側に移動すること。意見書番号56-①、区画道路5-12は、自宅の敷地にかからないように北西側に移動してほしい。意見書番号56-⑤、あずら地区から外崎地区への行き来は、区画道路8-2から区画道路6-2、区画道路6-1を経由するので、区画道路6-2と区画道路6-1を一直線にしてほしい。意見書番号56-⑥、区画道路5-20と区画道路4-14を結ぶ道路を新設してほしい、併せて区画道路5-20から北西側に延びる道路を廃止してほしいという意見でした。

これらの意見も道路計画に関する意見と考えますが、先程も説明しましたとおり、この地区の区画道路は、既存集落などにおいては、これまでの環境をできるだけ保全し、事業費の縮減を図るため、周辺の道路状況、市街化の状況、建物移転の抑制などを総合的に勘案して計画されております。

また、設計の概要で定める区画道路の配置については、土地区画整理法施行規則第9条第1項第4号及び第5号により、「住宅地においては、道路をできる限り通過交通の用に供されがたいように配置しなければならない」「道路が交差し、または屈曲する場合においては、その交差または屈曲の部分の街角について適当なすみきりをしなければならない」と規定されております。

本地区の区画道路は上記内容も考慮して計画されており、法令の要件を満たしていると考えられます。

次に、参考資料16ページの下段を御覧ください。

事業計画に係る意見の4点目は、道路の幅員及び配置に関する意見としまして、むやみやたらに道路の本数や幅員を増やさなくても、現状のままで消防・救急の車両は対応できており、すみきを広げるだけでもスムーズに通過できるようになる。今回の区域に広い道路、多くの道路は必要ない。道路拡幅及び道路を新設することで交通量が増加し、深夜の騒音、事故の危険性が増すことが予想され、交通弱者被害者が出る可能性が高くなるという3つの意見がございました。

これらの意見も道路計画に関する意見と考えますが、先程、道路の幅員に関する意見及び道路の配置に関する意見で述べた知事の見解のとおり、法令に適合していると考えられます。

次に、参考資料17ページの上段を御覧ください。

事業計画に係る意見の5点目は、行き止まり道路に関する意見としまして、区画道路5-17はターンバックの行き止まりになっているが、通路3-1を道路に変更して、区画道路5-16に接続できるように変更してほしいという意見です。

道路の位置図をモニターに示しております。

拡大した図がこちらで、区画道路5-17が行き止まりになっており、黄緑色の歩行者のみが通行できる幅員3mの通路が区画道路5-16に接続する形になっております。

この意見も道路計画に関する意見と考えますが、区画道路5-16は国道22号の下を通る地下道に接続する道路であるため、区画道路5-17と区画道路5-16には高低差があり、

直接接続させることは構造的に困難であると考えられます。

次に、参考資料 17 ページの中段を御覧ください。

事業計画に係る意見の 6 点目は、避難所にアクセスするための道路に関する意見としまして、避難所である丹陽小学校及び丹陽中学校は国道 22 号の東側にあるにもかかわらず、今回の道路計画では国道 22 号につながる道路がないため避難所に行けない、防災になっていないという意見です。

丹陽小学校及び丹陽中学校の位置図をモニターに示しております。

丹陽小学校は施行地区から国道 22 号を挟んで東、丹陽中学校は施行地区から国道 22 号を挟んで北東に位置しております。この意見も道路計画に関する意見と考えますが、当該地区から国道 22 号へは区画道路 10-1 始め 3 路線が接続しておりますので、丹陽小学校、丹陽中学校への導線は確保されていると考えられます。

次に、参考資料 17 ページの中段を御覧ください。

事業計画に係る意見の 7 点目は、歩道の設置に関する意見としまして、区画道路 9-1、9-2 は、車道 6 m プラス片側歩道 3 m となっているが、区画道路 6-3、6-11、6-14 に歩道がないのはなぜかという意見です。

道路の位置をモニターに示しております。

赤丸が幅員 6 m の区画道路、青色が幅員 9 m の区画道路となっております。

この意見も道路計画に関する意見と考えますが、道路計画において幹線道路である国道 22 号や都市計画道路濃尾大橋線及び将来整備予定の都市計画道路猿海道三ツ井線にアクセスするための道路である区画道路 10-1、9-1、9-2、9-3 を主要な区画道路と位置づけ、歩行者の安全を考慮して歩行者と車両の分離を図るために歩道を設置する計画となっていると考えられます。

次に、参考資料 18 ページの上段を御覧ください。

事業計画に係る意見の 8 点目は、公園・緑地の配置に関する意見としまして、1 号公園の面積が広過ぎる、公園や緑地が適所に配置されていないので、バランスよく配置してほしいなどの意見が 4 意見ございました。

公園・緑地の配置をモニターに示しております。

これらの意見は、事業計画のうち設計の概要で定める公園・緑地計画に関する意見と考えますが、公園・緑地の配置については、地区外の公園の配置や家屋移転の抑制に配慮しながら、1 号公園は災害時の緊急避難場所とするため住民が集まりやすい地区の中心付近

に、2号公園と1号緑地は河川の堤防沿いに、一宮市緑の基本計画に位置づけられている水と緑のネットワークを考慮して配置されております。

また、設計の概要で定める公園の面積については、土地区画整理法施行規則第9条第1項第6号により、「人口について1人あたり3㎡以上であり、かつ施行地区の面積の3%以上となるように定めなければならない」と規定されており、この基準も満たしていることから、法令の要件を満たしていると考えられます。

次に、参考資料18ページの下段を御覧ください。

事業計画に係る意見の9点目は、県道整備の費用に関する意見としまして、県道の整備に区画整理事業費を使うのはおかしい、県道は市へ移管されるとのことだが、そのまま県が整備費を払うべきであるなどの意見が3意見ございました。

県道の位置をモニターに表しております。

これらの意見は、事業計画のうち資金計画に関する意見と考えられますが、一般県道小牧岩倉一宮線である区画道路8-3、6-3、10-1は、県が施行地区外でバイパスを整備したことに伴い、平成31年3月31日に県から市へ引き渡すことを県と市が合意しております。したがって、県が整備する予定はなく、区画道路8-3、6-3、10-1の事業費を土地区画整理事業で負担する資金計画は妥当なものと考えられます。

以上により、これらの事業計画に係る40の意見は採択すべきではないと考えられるところでございます。

続きまして、事業計画以外の意見と考えられる43の意見について説明いたします。

同様の意見などをまとめ、12点に分類しております。

参考資料19ページを御覧ください。

まず1点目としまして、19ページから次のページの上段まで、環境の変化や一部の人の意見が採用されており、住民全体の意見が取り入れられていないなどの理由から、事業の見直しを希望する意見や、再度意向調査を実施してほしいなどの意見が16意見ございました。

これらの意見は、一宮市の事業の進め方や見直しに関する意見・要望であり、事業計画に対する意見ではないと考えられます。

なお、当該土地区画整理事業は、平成30年4月に一宮市により都市計画決定されており、土地区画整理法第55条第2項の規定により、都市計画において定められた事項については、都市計画決定の際に縦覧し関係者の意見を聞く機会が設けられているため、意見書の提出

はできないものとされております。

また、公共団体施行では、事業を開始する際に、関係権利者の同意を確認する手続は法令に定められておりません。しかしながら、事業実施には関係権利者の理解が大変重要と考えますので、施行者である一宮市に対して関係権利者との話合いに努めるよう申し伝えてまいります。

20 ページの下段を御覧ください。

事業計画以外の意見の2点目ですが、補償や替地について説明がないのは不親切である、減歩や補償など全ての情報をオープンにすべきであるという意見が2意見ございました。

これらの意見は、一宮市の補償金や減歩などについての説明の仕方に関する意見・要望であり、事業計画に対する意見ではないと考えられます。

なお、個々の補償金や清算金、換地や減歩は、通常事業着手後に換地計画などの詳細な設計や調査を行った後に算定されます。

21 ページの上段を御覧ください。

3点目としまして、自宅の面積を現在と同等にしてほしい、駐車場用地を確保してほしい、複数の土地を一つにまとめてほしい、畑が減歩されることはマイナス以外何もない、高齢者は長いローンが組めないため、負担することとなる費用は支払えないなどの意見が9意見ございました。

これらの意見は、個人の負担などに対する意見や要望であり、事業計画に対する意見ではないと考えられます。

なお、土地区画整理事業は、減歩により土地の面積は減りますが、道路や公園などを整備し、その結果土地の価格が上がることにより、事業前と事業後の土地の価値を同等以上にするものであります。また、個々の補償金や清算金、換地や減歩は、通常、事業着手後に換地計画などの詳細な設計や調査を行った後に算定され、通常生ずべき損失は施行者により補償されます。

21 ページ下段を御覧ください。

4点目としまして、液状化対策をお願いします、交通弱者を守る対策を要望しますという2つの意見がございました。

これらの意見は、地盤の安全性や交通安全対策に対する要望であり、事業計画に対する意見ではないと考えられますが、対策について検討するよう施行者である一宮市に申し伝えてまいります。

22 ページ上段を御覧ください。

5 点目としまして、施行区域以外の将来計画の提示・検討が全くないという意見がございました。

この意見は、一宮市による施行地区外での事業の進め方に対する要望であり、事業計画に対する意見ではないと考えられますが、意見については一宮市に申し伝えてまいります。

22 ページ中段を御覧ください。

6 点目としまして、区画道路 8-2 から千間堀川に架かる橋は、あずら地区と外崎地区を結ぶメインの道路になるので、幅員 6 m 以上の橋を架けてほしいという意見がございました。

モニターに橋の位置を示しております。

この意見は、一宮市が土地区画整理事業以外の事業で整備予定の橋りょうの幅員に関する意見であり、事業計画に対する意見ではないと考えられますが、意見は一宮市に申し伝えてまいります。

22 ページ下段を御覧ください。

7 点目としまして、用途地域は従来どおり準工業地域のままにしてほしいという意見がございました。

この意見は、一宮市が都市計画で定める用途地域に対する意見であり、事業計画に対する意見ではないと考えられますが、意見は一宮市に申し伝えてまいります。

23 ページ上段を御覧ください。

8 点目としまして、都市計画道路猿海道三ツ井線の整備は、どこの予算で幾らでいつ実施するのか説明してほしい。県道から北側の排水はどうするのか。ガスがおおむね整備されていると記載があるが、ガスはほとんど整備されていない、地区内でどれだけ整備されているか回答願います。人口計画の根拠を公表してほしい。移転対象の建物を公表してほしいという 5 つの意見がございました。

これらの意見は、一宮市に説明を求める要望であり、事業計画に対する意見ではないと考えられますが、意見については一宮市に申し伝えてまいります。

23 ページ中段を御覧ください。

9 点目としまして、外崎公民館がなくなる、どうするか。町が所有している土地を今後どのように取り扱うか説明してほしいという意見がございました。

この意見は、外崎町が所有する土地に対する説明を求める要望であり、事業計画に対す

る意見ではないと考えられます。

なお、個々の換地については、通常、事業着手後に換地計画などの詳細な設計や調査を行った後に設定されます。また、土地の活用方法については、所有者である外崎町が決定することとなります。

23 ページ下段を御覧ください。

10 点目としまして、住民の意向調査をもう一度実施するように一宮市に指導してほしい、この事業についての市の説明に対して指導をお願いしますという 2 つの意見がございました。

これらの意見は、市への指導・助言を求める愛知県への要望であり、事業計画に対する意見ではないと考えられます。

なお、県としましても、事業実施には関係権利者の理解が大変重要と考えておりますので、これまでも施行者である一宮市に対して指導・助言してまいりましたが、改めて関係権利者との話し合いに努めるよう申し伝えてまいります。

24 ページ上段を御覧ください。

11 点目としまして、今回愛知県に上がった全ての意見は、意見と正式な回答と併せて全土地所有者に回答をお願いしますという意見が 2 件ございました。

これらの意見は、愛知県への要望であり、事業計画に対する意見ではないと考えられます。

なお、今回提出された意見につきましては、土地区画整理法第 55 条第 4 項の規定により、本都市計画審議会において意見を採択すべきであると議決された場合は、事業計画について一宮市に必要な修正を加えることを求め、意見書に係る意見を採択すべきでないとして議決された場合は、その旨を意見書提出者に通知することとなっております。また、本審議会の審議内容については、後日愛知県のホームページで公表することとしております。

24 ページ下段を御覧ください。

事業計画以外の意見の最後、12 点目ですが、こんな市の事業の進め方、説明の仕方で県は認可できるのかという意見がございました。

この意見は、愛知県への質問であり、事業計画に対する意見ではないと考えられます。

なお、土地区画整理法第 6 条第 1 項の規定により、事業計画には「施行地区」「設計の概要」「事業施行期間」及び「資金計画」の 4 項目を定めなければならないとされております。そのうち「設計の概要」については、土地区画整理法第 52 条第 1 項の規定により、知事の

認可を受けなければならないとされており、知事は「設計の概要」の内容が法令に違反していない場合は認可することとなり、その後、施行者である一宮市がその他の3項目を含めて事業計画の決定を行うこととなります。

以上により、これらの事業計画以外の43の意見は採択すべきでないと考えているところがございます。しかしながら、繰り返しになりますが、一宮外崎地区の今後の円滑な事業の執行のためには、都市計画や土地区画整理事業に対する理解を更に深めていただくことが重要と考えられますので、一宮市に対して今回提出されました意見について申し伝えるとともに、今後も引き続き関係権利者との話合いに努めるよう申し伝えてまいります。

これで「尾張都市計画事業一宮外崎土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第25号議案につきましては、意見書は採択すべきではないとして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第25号議案につきましては、意見書は採択すべきではないと議決いたしました。

なお、県は一宮市に対しまして、事業を進めるにあたり、地域住民の様々な意見を聴取して話合いに努めるよう伝えてください。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様には、大変長時間にわたりまして、御審議いただき誠にありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】**

ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から委員の皆様へ1点御連絡がございます。



本日配付いたしました資料のうち、第 23 号議案から第 25 号議案の水色と黄色の表紙の資料につきましては、個人情報が含まれておりますので、今後取り扱いに御注意いただくか、差し支えなければ、机の上に置いておいていただければこちらで回収いたします。よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(閉会 午後 4 時 48 分)